

グローバル化とネオリベラリズム (1)

中 谷 義 和*

目 次

- (1) はじめに
- (2) 国家と国際関係
- (3) 自由主義リベラリズムの系譜 (以上, 本号)
- (4) ネオリベラリズムの台頭
- (5) 市場原理主義国家
- (6) 結 び (以上, 350号の予定)

(1) はじめに

世界史における1980年代は、ひとつの転換期にあたる。これは「グローバル化」と呼ばれる現象が世界を席卷しだしたことに端的にうかがい得ることである。「グローバル化」は経済にとどまらず、政治と社会や文化などの多くのレベルに及んでいる。その影響も受けて、また、70年代中期以降の、いわゆる「民主化の第3の波」(S. ハンチントン)のなかでソ連を中心とする社会主義世界体制は崩壊している(1989年以降の東欧革命、91年12月のソ連消滅と CIS の成立)。他方で、アメリカは資本主義世界の盟主の位置にあり、国際関係の「権力構造」において“覇権”の地位を保持しているとはいえ、1990年代以降に経済的動揺を繰り返し、IT バブルの崩壊(2000年春)やリーマン・ブラザーズの破綻(2008年9月)は世界的金融危機の発火点となった。アメリカの軍事的・経済的・政治的指導力は他

* なかたに・よしかず 立命館大学名誉教授

を凌駕しているにせよ、世界の政治経済秩序に占めるヘゲモン（ヘジェモン）の地位は相対的に低下し、ブラジル・ロシア・インド・中国（BRICs）の経済が急成長を遂げ、さらには、G20（1998年、発足）の時代に移りつつあるなかで世界の経済力学と地政学は変容の過程にある。そして、EUは債務危機の連鎖を脱してはいない。また、2010年12月にチュニジアに発する「アラブの春」（「ジャスミン革命」）は混迷のなかにあり、“冬”へと逆戻りすらしかねない状況にあるし、中東を中心とする宗教間や宗派間の対立には根深いものが認められる。こうした現象の全てを「グローバル化」に求めるわけにはいかないし、その影響も一様でないことは確かであるにせよ、その波動が現代世界を揺さぶり、世界の政治と経済の構造を変えつつある。

「グローバル化（globalization）」という言葉は社会経済システムの「ネオリベラリズム新自由主義」化と結びついて今世紀への転換期に浮上し、やがて人口に膾炙するに至った。「新自由主義」化の波は、ケインズ主義的・フォード主義的経済に依拠した「戦後黄金期」が1970年代に“スタグフレーション”に見舞われ、行き詰まり状況を示しただけでなく、戦後資本主義諸国間の経済協調主義の支柱であった「ブレトンウッズ体制」が“ドル危機”のなかで破綻するという状況に日独の「キャッチ・アップ追い上げ」と途上諸国の反発が重畳化するという、いわば、「アメリカ中心（パクス・アメリカーナ）」型資本主義経済の一定の危機状況と結びついて浮上している。「新自由主義」の経済理念と政策を一義的に括ることは困難であるにせよ、マネタリズムとサプライサイド・エコノミーを、また、「自由化・民営化・規制緩和」を理念と政策の基調とすることで、少なくとも、戦後の先進資本主義諸国の財政・金融政策や社会政策の構造的転換を呼ぶことになった。こうした脈絡において新自由主義のイデオロギーが越境規模で共有されだし、経済と政治の政策基調となるに及んで（「新自由主義のグローバル化」）、今や「新自由主義革命」の局面にあたると、あるいは「新自由主義世界」の到来であるとすら呼ばれている¹⁾。だが、「グローバル化」という言葉が

流動的な「過程」概念 (-ization) であることから分かるように、その形状はゼラチン状にある。それだけに、グローバル化が長期に及ぶ不可逆的現象であるとしても、市場原理主義的「新自由主義」と不可分の関係において展開し続けるとは言い難い。というのも、後に指摘するように、「自由主義」は「自由」を基本的モチーフないし基底価値としながらも、^{リベラリズム}対抗的諸要素の複合的イデオロギーから構成されているし、歴史のなかで編曲され、同工異曲の様相を辿ってきたからである。さらには、その政策も「国家」を異に多様化せざるを得ないだけでなく、金融資本の短期的利害と生産資本の長期的利害との対立を呼びかねないことにもなる。そして、環境破壊にたいする、また、“スーパーリッチ”先導型経済戦略や経済的不平等の拡大にたいする対抗運動も起こっている。こうした動向と結びついて“ネオ・ポピュリズム”の運動が台頭している。この運動は「人民」^{ビープル}という言葉を自らのアイデンティティや政治スローガンとすることで、自己利益型統治機構やコーポラ主義的既存体制を批判し、その再編を志向している点で、あるいは、ラ米に見られるように労働運動を動員している点では「新自由主義」の対抗イデオロギーという面も含まれているが、社会経済関係の再編という点では「新自由主義」に呼応する性格も帯びている²⁾。さらには、「国民的-民衆的」^{ナショナル-ポピュラー}という修辞に訴えることで排外主義の起爆剤の役割も果たしている。この社会現象に新自由主義的グローバル化にたいする呼応と反発というベクトルを異にする諸傾向を、あるいは、「脱政治主義」的政治主義を読み取ることができるが、社会経済システムや政治的代表システムの再編の企図という点では「新自由主義」のグローバル化のインパクトを認めないわけにはいかない。

「時期区分」は社会経済関係や政治体制の変容を画期とすべきであろう。歴史は単調な連続のように見えて、その展開過程のなかで諸矛盾を累積し、特定の局面で構造的変化を求める。歴史が「過去との対話である」(E. H. カー)とされるように、「経路依存性」の認識において褶曲化した成層のなかに個別の「現在」を確認し、将来を展望しようとする営為を呼

ばざるを得ない。とりわけ、転換期や“危機”局面は歴史における個別の「現代」の再確認と再検討を求める。世界史が社会諸関係の空間的拡張の過程であったことに鑑みると、形態は多様であるにせよ、「グローバル化」は大きな起伏を繰り返したことになる。それが1980年代に、ひとつの画期を迎えたとされるのは、今日のグローバル化の「規模（scale）」は大きく、「範囲（scope）」には前例を見ないほど広いものがあると判断されているからである。その波及効果に服することで戦後世界の二極型体制は崩壊しただけでなく、「国民国家」の社会経済連鎖は超大陸的ないしリージョン間の規模で構造的に深化し、地政学的・経済地理学的変化を呼ぶことにもなった。「グローバル化」のなかで規模の“超国民化”や社会経済的諸関係の“脱国家化”が、あるいは、「国家型統治」と「協治型ガヴァナンス」との併存状況が起こっているとの認識において、「空間」や「流動性」の概念を導入することで「ポスト・モダニズム」論が活性化することにもなった。

資本の重商主義的・本源的蓄積期において交易は国際的規模に及びだし、産業資本主義期には基本的商品の輸出入と貨幣資本の投資が国際化するなかで世界的金融市場が成立している。そして、第二次大戦後には、情報技術革命と結びついて企業は多国籍化している。こうした分業と流通の国際化のなかで、通商にとどまらず文化や生活スタイルも越境化し、インターネットが普及することで情報と知識の伝達は脱空間性と瞬時性を帯びることになっただけでなく、金融工学の高度化のなかで「バーチャル市場」すらも成立している。

確かに、通信技術を中心とした「IT革命」によって社会経済関係の媒介手段は脱国境化し、少なくとも交信はグローバルな規模で即時化している。この過程は運輸の技術革新と低廉化を呼び、越境規模で生産工程の「モジュール化（modularization）」と体系化を促進することにもなった。これは労働の実質的包摂が「脱国家的」規模に及びだしたことを意味する。だが、「国家」とは有界化し、「領域化」した諸関係の総体の表象で

あって、戦争や内乱などによって消滅しない限り、その「存在」自体が壊滅したり自滅するわけではない。また、「国家」は現に存在しているだけでなく、その数は増えている³⁾。そして、経済活動は、なお、「国民経済」を中心としている。すると、地球規模の「統合」の力学が「個別性」の認識を呼び、多民族型国家の再編運動に連なったことになる。この現実に鑑みると、グローバル化のなかで「国民国家」と「国民経済」を構成している「関係」が越境規模で連鎖化しているのであって、「国家」の“衰退”や“蚕食”とはメタファーに過ぎないことになる。そして、諸関係が基本的には「国家」において有界化しているだけに、「関係」間矛盾は「国家」間の対立と対抗となって浮上せざるを得ない。これは「競争国家」と呼ばれる状況が強まっていることに、さらには、労働力の国際化のなかで台頭したショーヴィニズムやゼノフォービアなどの排外主義的敵対行動に端的にうかがい得ることである⁴⁾。こうした「国家」間の対抗と競合関係は、
イノヴェーション
 経済的には「新機軸」をもって労働時間と資本の回転時間を、あるいは、再生産時間を短縮しようとする経済力学に発している。

近代の「グローバル化」とはリージョン化と「リージョン間」化を含めて、国民国家の「国際化ないし国民間化 (internationalization)」のことであって、この過程において「国民国家」を構成している諸「関係」は様式を多様にしつつも、グローバルな規模で連鎖化する状況を強くすることになった。すると、「国際化」と「超国民化 (transnationalization)」との異同が問われなければならないことになる。確かに、個別の「国家」史は世界史の枠組みのなかで変容を繰り返したと言えるが、「国家」において住民は「国民」化し、「国民国家」を形成し、その“存在”は固有性において実在している。この“存在”は社会経済的・文化的諸関係の政治的凝集体であり、越境規模の世界史的連関のなかにある。したがって、諸関係が越境的に接続化することで「脱国民化」や「脱国家化」が起こっていると、これは諸関係と諸機能の外延化のことであって、「国民国家」自体の解体を意味することにはならない。換言すれば、「国際化」(ないし

「国民間化」と「超国民化」とは概念を異にし、相互連関化のなかで「国民」が別の“存在”へと転成しているわけではなく、「国民」を構成している諸関係が越境化しているに過ぎないことになり、「関係」の、とりわけ「市場」の国際化をもって「国民国家」の“崩壊”論を導くべきではないことになる。とはいえ、「新自由主義化」のなかで、「国民国家」の社会経済的編成は“変容”していると言える。

「グローバル化」とは、国際経済学的には資本循環と資本主義的生産関係の超国民的規模における編成と再編の過程を、あるいは、社会経済関係のグローバル規模の「社会化」を意味するとしても、国際政治学の視点からすると、「国家」や「国民」は、なお、国際政治の基本的構成要素の位置にある。国際経済が「超国民化」しているとも理解されているが、これは「多国籍企業 (multinational enterprise)」の活動に見られるように、巨大企業（ないし銀行）の営業が複数の国家に及び、その規模と活動が「超国民化」しているのであって、「存在」自体が「脱国民化」しているわけではない。

「グローバル化」とは「傾向」と「対抗傾向」とが入り組み、複雑に交差した過程であって、単線的運動とは言えない。確かに、越境規模の求心力が作動しているとしても、対抗運動として遠心力も作動する。したがって、何かひとつの中心軸に向かって全ての運動が収斂しているとか、ひとつの中心軸から諸運動が同心円的に放射しているという単純な構造にはなく、相対的に自律的な「国民国家」の諸関係が空間的に上下と左右の接続形態を変えていることを意味し、この過程において「国家」間関係も変化している。

例えば、「グローカル化 (glocalization)」や「フラグメンテーション (fragementation)」という造語が反意語の複合的一対化であるように、「グローバル化」とはミクロとマクロのレベルにおける「共振動」の過程であり、「同化」と「異化」の、いわば、“動”と“反動”の、あるいは、収斂と分岐の複合的運動であって⁵⁾、政治と経済にとどまらず社会と文化のレ

ベルなど、結節点を異にする多形的で弁証法的な過程にはかならない。それだけに、多元的権力センターを特徴とする「新中世主義 (neomedievalism)」の局面にあるという現状規定を含めて⁶⁾、視点とアプローチを異に多様な理解が交差しているが、少なくとも現局面の「グローバル化」とはヘゲモニー関係を内包しつつも、基本的には国内諸関係の相関化が深まっていることであって、「国家」が崩壊するなかで「世界国家」や「世界社会」が生成していることにはならない。換言すれば、有界型「国民国家」の諸関係の「世界化 (globalization, *mondialisation*)」が起きているのであって、この過程において影響力が越境規模で波及する方向を強くしていることになる⁷⁾。

確かに、「国際機関」や国際的アクターの役割が高まるなかで「グローバル・ガヴァナンス」と呼ばれる状況が強まり、「国際レジーム」が形成されている（「政治のグローバル化」）。だが、「国際関係 (international relations)」という言葉が示しているように、「国際関係」は、基本的には「国民国家」間の諸関係を中心に構成されている。すると、「国際化」とは越境規模における「関係」の接続化を意味することになるから、「グローバル化」の今日的位相について議論が交差しているにせよ、「国際化」と「グローバル化」とは背反関係にあるとは言えないことになる。また、ヘゲモニー的アクターは諸関係を一定の「秩序」に編制し、関連アクターの「行動」を規制しようとする。すると、「国際関係」は「国民国家」間のヘゲモニー関係のなかにあることになるが、ヘゲモニーは対抗ヘゲモニーを随伴する。そして、「国民国家」の社会経済的組成は多様であるし、その構成主体の活動は脱領域性も帯びているだけに、「世界政治」は多様な社会経済的アクターや類型を異にする諸「国家」からなり、その運動は複合的で弁証法的連関のなかにある。

「関係」が国際的規模で連鎖化するには、思想と理念について、あるいは、政策について一定の共通化や類縁化を不可避とせざるを得ない。というのも、所与の関係が構造化するためにはアクター間において概念が間主

観的に共有され、制度化される必要があるからであって、この条件が機能不全化し、コンセンサスが崩れると所与の構造の解体や変容を呼ばざるを得ない。また、「エクステンシテイ拡張」と「インテンシテイ集約」とはベクトルを異にする力学的運動であるが、「関係」の外延化は類縁化を随伴するだけに、理念や政策の共有化の過程は対抗運動を呼ばざるを得ない。

「グローバル化」とは社会経済諸関係の越境規模の連関化であり、内的連関の外的連鎖化の過程である。この力学のイデオロギー的牽引力が「新自由主義」であり、「新自由主義基本法 (neoliberal constitution)」を「国家」と国際機関の政策的基調に組み込もうとする駆動力が作動している。この視点からすると、資本主義諸国は新自由主義モデルに「収斂」することになるが、資本主義国家といっても、その形態は社会経済関係の再生産様式や政治文化を、あるいは、統治様式を異に多様であるだけに、新自由主義的「グローバル化」には傾向と対抗傾向が入り組まざるを得ない。さらには、「新自由主義」のイデオロギーと政策化の国際的潮流に対しては、例えば、「別の世界は可能である (“Another World is Possible”）」をスローガンとする「世界社会フォーラム (World Social Forum)」（2001年発足）に見られるように、対抗イデオロギーや対抗運動も浮上している。

(2) 国家と国際関係

「ブレトンウッズ体制」の破綻とその後の「スミソニアン合意」とフロート制への移行は貿易と資本の自由化を促すことで金融資本の国際流動性を一挙に高めた。また、1980年代に浮上する「ワシントン・コンセンサス」は「自由化・民営化・規制緩和」を政策的基調としている⁸⁾。この企図において、資本主義諸国の社会経済・政治システムを再編しようとする方向が強まるとともに、国際連鎖も深化した。政治的言説が有意性を持ち得るためには目的や企図が共有され、制度化されることで一定の規律性を帯びる必要がある。これは特定の言説を戦略的に選択することで特定の諸

力の優位を呼ぼうとする企図に発する。それだけに同質化と反撥の力学も作動する。

〈国家企図〉 イデオロギーとは社会的観念形態である。統治に関するイデオロギーが政治の制度と実践の基盤となり、住民に共有されることで「公共哲学」という姿を帯び得るが、その類型と形状は多様である。また、術語を同一にしているにせよ、所与のイデオロギーは歴史と担い手を異に多様な形相を示すことになる。そして、各人は時空間の「視座制約性」を帯びつつも、類型を異にする複数の社会関係のなかで生活しているわけであるから、個別のレベルで多様なイデオロギーの審問に服している。何らかの「秩序」が形成されているということは支配的な理念アイデアやイデオロギーが内面化し、ヘゲモニー的理念が所与の社会レベルで「常識」化しているからである。これが一般的であるとしても、人々は社会関係において対抗イデオロギーも自覚するわけであるから、「常識」とは一義的ではなく、対立と矛盾の融合体シンクレティズムの性格を帯びている。これは、所与の「社会構成体」が多様な社会経済的・イデオロギー的対抗関係の歴史的所産であることを意味している。

「国家企図 (state project)」とは「国家管理層」を主体とする政治過程の正統化や政策化の構想のことであるが、所与の住民に対して説得力を持ち得るためには「国民的-民衆的」ナショナル ポピュラー表象を帯びざるを得ない。「国家企図」は国家における主観的「意思」であり、社会経済関係の凝集化の企図であるだけに「国家」論の分析対象とすべきことである。この視点からすると、「新自由主義」とは「国家」と「超国家」規模の政策的企図であって、資本主義的グローバル化のイデオロギー的結節環に位置していると見なし得ることになる。だが、この企図がグローバルなレベルで斉一に作用し得るわけではない。というのも、「国家」が実在し得るのは、存在論的には社会経済諸関係を所与の空間において凝集し、システム化し得る限りにおいてのことであるから、この関係論的集合体の組成は偏差を含まざるを得ず、それだけに、「超国民的」企図といえども個別の反応と対応を呼ばざ

るを得ないからである。また、「国家」の統治機関は財政と金融や為替の操作主体でもあるから、「国家」間の対立を誘発せざるを得ない。これは、「国家一般」や「一般的国家」が存在しているわけではなく、固有の「国民国家」の形成史の脈絡において、個別の社会経済関係が政治的に編制されていることによる。そして、「国民経済」は「国家」において相対的に自立し、実体化しているだけに、「国益 (national interest)」の概念は「国民」統合の象徴的修辭となり得る。すると、新自由主義的「グローバル化」は一方的運動とはなり得ず、「傾向」と「対抗傾向」が錯綜する力学的過程とならざるを得ない。こうした「国家存在」の相対的自律性と「国家性」の違いに鑑みると、「新自由主義」が共通理念となり得るとしても「国家」間の構造的調整が求められることになる。また、グローバル化のイデオロギー的企図が「新自由主義」であるにせよ、その企図の政策化をめぐっては諸勢力が競合し、対抗せざるを得ないことにもなる。

社会経済・文化関係の「グローバル化」という大変動のなかにあるが、その形状は星雲状況にある。というのも、「グローバル化」とは国際的レベルにおける「規模」の再編と再接合の過程を意味し、顕在的にも潜在的にも諸矛盾を内在した流動的過程であり、「運動」と「対抗運動」の力学的過程にほかならないからである。それだけに、国際機関の連鎖において「秩序」が模索されている。この状況に鑑みると、素朴な「^{ミューリオリズム}世界改善論」や「歴史の終焉」論から「グローバル化」を一方的運動として楽観視するわけにはいかないことになる。

社会「過程」とは諸契機の相互作用と相関化の力学的な動態概念である。この過程において「関係」の生産と再生産が繰り返されるだけでなく、既存の「関係」を破碎することで新しい「関係」が創出される。この運動は基本的には、国境によって政治的に有界化した「国民国家」の枠内にあるとはいえ、越境性と国際性も帯びているだけに、この枠内に制約されているわけではない。というのも、「国民国家」という“圏域”は社会諸関係の組織的結合をもって実体化しているにせよ、また、個別の「国民

国家」の歴史や社会諸運動は、基本的には所与の国内「関係」において有意性を帯びるにせよ、他の「国民国家」の存在を前提としてもいるからである。グローバル化のなかで諸契機が複合する方向を強くしていることに鑑みると、「世界政治」の形状は変動のなかにあることになる。

「国家」とはひとつの「社会空間」であり、関係論的実体である。また、「国家」の統治機関は経済社会関係の法制化をもって所与の社会“秩序”を維持している。だが、社会諸関係が社会諸勢力のヘゲモニー関係の力学的所産であるだけに、「国家」の形状は可變的であって、自閉的・自己完結的とは言えないし、矛盾を内包した国際的社会経済関係の分節的連関のなかにもある。この視点を踏まえると、「国家」の統治機関と社会経済関係とは制度的・機能的に「分離」していると言っても、これは機能的「分化」であって、両者は「国家」において政治的に凝集化していることになる。したがって、両者の接合形態は「相対的」であるだけに、その様態は時空間を異に多様であり得ることになる。また、「国家」の“自律性”とは靜態的で形式的概念とは言えず相対的概念であるだけに、内外の「関係論」的視点においてアプローチすべきことにもなる⁹⁾。そして、「国際体系」も流動的「過程」概念であるが、分析的にはミクロ・メゾ・マクロのレベルに分けることができる。「国際体系」とは、こうしたレベルの複合的体系であるとすると、国民型社会経済はミクロ・レベルに位置していることになる。また、マクロ・レベルでは「国連」諸機関や政府間国際機構と国際的経済協力機構といった、あるいは、国際的非政府組織（IMF, WB, WTO など）といった国際的な公的セクターを、そして、メゾレベルでは地域間経済協力機構（EU, NAFTA, MERCOSUR など）を挙げることができよう。この区分のいずれのレベルにおいても、「国家」は国際関係の力学に服しつつも相対的に自律的な位置にあり、国内規制と国際調整の中核に位置しているだけでなく、国際諸機関に参加することで合意導出の戦略的・イデオロギー的役割も果たしている。そして、超政府型の、あるいは、政府間型のネットワークが形成され、その指導力も強まってい

るだけでなく、気候変動やグローバルな不平等の拡大に対抗し、人権を守ろうとする意識も強まっているし、そのための社会運動や「価値集団 (value group)」ないし「大義集団 (cause group)」型の超国民的「アドヴォカシー・コアリション提言連合」の活動もグローバル化している。

＜社会経済関係の連鎖化＞ 「関係」は個別の経路依存性に制約されつつも、企図や戦略を媒介として有意的に接続することで「構造」化する。「過程」はこうした関係の可視化である。また、定礎された制度は一定の自律性を帯びることで諸アクターは「主／客」化し、人格間・集団間関係は支配－従属関係となって現われる。だから、社会諸集団の、また、「国家」間の関係は「傾向」と「対抗傾向」という“二重の運動”を内在することになる。

「グローバル化」には構造性と企図性の両契機が含まれている。地球が政治的に区画されることで「領域化 (territorialization)」していることに鑑みると、構造的ないし客観的には、「グローバル化」のなかで社会経済関係が越境規模で「相互依存性 (interdependence, interdependency)」を強めていることになる。これは、サテライト技術やテレコミュニケーション網が地球的規模で配備され、コンピュータ化することで情報が数量化し、“バーチャル空間”すらも生まれているように、多様な機能システムが越境的規模で相互連関性を強めていることにはうかがい得る。また、「テムポ化 (temporalization)」とは、表示方法を異にしつつも、「時間 (time)」を数量化することで社会経済システムを時間に翻案し、計数化することである。そのことで、日常の社会経済活動は規則化され、統治の対象は可視化と規律性に、あるいは、予見可能性に服することになる。すると、社会関係の越境化とは「時間」の、したがって、「歴史」観の脱空間的共有感の深化を意味することになる。

地理的空間が「領域化」することで、一定の「規模」の社会経済的「空間」が圏域化し、この空間の地理学的・人口的図示化と統計化によって統治の対象も具体化する。これが「プレイス場所の社会空間」概念である。この空間

における社会経済関係は越境規模の「ネットワーク空間」を形成し得る。すると、社会経済的「空間」を越境規模で共有するという事は“時間”を共有することでもあることになる。というのも、社会地理学的には、「IT 革命」によって「時間」と「空間」との関係が変化し、「場所」間関係が時間的に“圧縮”し、あるいは、即時化することで「脱距離化」するからである。こうして、事象の伝播と波及効果は地球的規模に及び得るといふ状況が起こっている。すると、国境という政治的区分線を留めつつも、社会経済関係が「脱国境」化の方向を強くすることで、「遠近」を空間的距離よりも所要時間で測るといふ感覚が、いわば、「空間」の時間化が強まっていることになる¹⁰⁾。これは経済のグローバル化のなかで、資本の活動が時間的・空間的制約性を縮小し、固有の諸矛盾を空間的に轉移し、時間的に先送りし得る条件を拓き得ることを意味する。この脈絡からすると、「国家存在 (statehood)」が“容器”の形状を帯びるのは社会経済的諸関係を政治的に「有界」化し、ネットワーク化することに負うわけであるから、グローバル化はこの容器の形状を長期的に再編していることにもなる。

何らかのグローバルな効果を創出しようとする時、そのための構想や意図も作動せざるを得ない。「グローバル化」の企図性とは推進主体の主観的意図のことであって、これには多国籍企業の経済活動の企図にとどまらず、国際機関の企図も含まれる。後者に視点を据えると、1971年に「世界経済フォーラム」(ダボス会議)が発足しているし、1980年代にはIMF(「国際通貨基金」)やWBC(「世界銀行」)を中心とし、アメリカの主導のもとで「ワシントン・コンセンサス」が形成されていて、こうした会議や“合意”によってグローバルなレベルで構造調整が講じられている。社会「過程」に限らず、「世界政治」も主体なき運動のなかにあるわけではなく、戦略や機略を媒介とした「企図」に発している。「ワシントン・コンセンサス」はIMFを中心とする借款の供与と撤収を「価値の賦与と剥奪」手段とする市場型国際的政策にほかならない。90年代末のアジアなどの金

融危機は「ワシントン・コンセンサス」に対する疑念を深めることになったが、この危機を踏まえて、社会的・政治的基盤の整序や先進国と途上国との構造的調整が求められるとする認識をさらに深めることになった¹¹⁾。すると、「ワシントン・コンセンサス」は国際的規模の“パノプティコン型国際管理システム”の一環の位置にあることになる¹²⁾。「グローバル・ガヴァナンス」（国際的レジーム）はこうした企図と不可分の関係にあるが、「国家」はこのレジームにおいて鍵的位置を占めている。これは、「国家」が所与の社会経済の“容器”であるだけでなく¹³⁾、「国家」間関係の「パワー・コネクター连接器」ないし「権力連結管」の位置にもあることを意味している。すると、国際機関だけでなく、ヘゲモニック「国家」が「グローバル化」の触媒の位置にあって、社会経済関係の越境型ネットワーク化と再配置の役割を果たしていることになる。個別「国家」はこの過程に関与し、あるいは、組み込まれることで国際関係を構成しているわけであるから、これとの対応において自らのマトリックスの形状を変えざるを得ないことにもなる。これは、国家が内外関係の結節点に位置していて、その機関は相対的自律（立）性において「国家」の形状を再編しているのであって、内外の“圧力”に服していたり、国際機関の“伝導ベルト”にすぎない存在ではないことを意味している。

「相互依存性」という術語は「国家」内と「国家」間の両レベルに適用し得る概念である。というのも、「国民国家」は政治的・経済的・社会文化的諸要素の有意的接合において実在しつつも、この関係論的「実体」は他の実体との関係において相対的に自律（立）しているに過ぎないからである。すると、国内レベルにおいては社会経済的・文化的・政治的諸要素の「次元間相互依存性（domain interdependence）」という概念が、また、「国民国家」が越境規模で関連していることに鑑みると、国際レベルにおいては「空間的相互依存性（spatial interdependence）」という概念が成立し得る¹⁴⁾。「相互依存性」の概念を「グローバル化」に援用すると、「次元」と「空間」の両レベルで相互依存性が重層的に深まっていることにな

る。これは、「国家存在」を構成している諸関係が「脱国家化」の方向を強くし、越境規模で接続化の過程を深くしていることを意味する。すると、「次元間相互依存性」のレベルでは「国家存在」の諸要素の接合様式が、換言すれば、「国家存在」の様態がどのように変容しているかが、そして、「空間的相互依存性」のレベルでは、「国家」間関係（「国際的形狀」）がどのように変化しているかが問われてしかるべきことになる。というのも、具象の変容は抽象の変更を求めるからである。これは、諸関係の接合の変化が形態の変容を呼ばざるを得ないだけに、形態規定の再規定を求めることを意味する。「国家性 (stateness)」とは、「国家存在 (statehood)」の様態であって、「国家」に組成している諸要素の歴史的接合形態の概念であるとする、両者を区別し、それぞれの「現実-具体的」分析と複合化をもって「国家」を抽象するという有意性はこの点に求めることができる。というのも、「存在」の規定には伝統的抽象概念を踏まえざるを得ないとしても、抽象は存在を前提とし、諸関係の接合形態の変化が「実在」形態の変容を呼ぶだけに、所与の抽象概念の再検討が求められるからである。この分析とアプローチの方法は同一「国家」の「存在」形態の歴史的変容分析のみならず、比較「国家」論の分析視座ともなり得る。

「国際関係 (international relations)」は「国民」間関係を含意している。また、「国民存在 (nationhood)」とは「国家存在」の人格的擬制であり、有界化した「住民 (inhabitants)」の組織的総体の集団的表現（「人口, population」）にほかならない。すると、「国際関係」とは「領域」に包括された「国民」間の「関係」にほかならないことになるが、この関係が「グローバル化」することで自立（律）性を高めると、「国民国家」に対する外的「入力」のインパクトを強くすることになる。この視点を踏まえると、グローバル化が「国民存在」にどのようなインパクトを与え、その構造をどのように変えているかについて、換言すれば、「国家存在」と「国民存在」に組成している諸関係の接合様式の、つまり、「国家性」の変化

について検討すべきことになる。さらには、「空間的相互依存性」の深化が越境レベルの、あるいは「脱領域」レベルのガバナンスの重要性を高めることになったことを踏まえると、その様態を明らかにするという課題も浮上する。「グローバル化」はこうした新しい課題を政治学と隣接社会諸科学に提起しているだけでなく、「資本主義国家」と「自由主義」とは不可分の関係にあるだけに、両者の連関の系譜化が求められることにもなる。というのも、グローバル化は資本主義国家のイデオロギー的紐帯である「自由主義」を鋳直すことで社会経済関係を再編しようとする企図とのみならず、「新自由主義」を越境レベルに拡張することで「世界秩序」を形成しようとする意図とも結びついているからである。

しげく引用されてきたことであるが、M. ヴェーバーは「国家」を規定して、所与の「地域 (*Gebiet*)」において物理的強制力を正統的に独占している機構とその要員であるとしている。この規定が物理的強制力を「国家」の属性としている点では「リバイアサン」型「国家」観に照応している。というのも、ホブズ (Thomas Hobbes, 1588-1679) は“暴力”の相互行為を克服する必要から「王権型主権国家」論を導いているからである。ヴェーバーの、この「国家」観は彼の著作に広く散見されることであるが、とりわけ、ミュンヘン大学における「職業としての政治 (*Politik als Beruf*)」と題する講演 (1919年1月28日) において明示的である。当時のドイツは前年11月の「休戦協定」と1919年6月の「ヴェルサイユ条約」の調印を経て「ワイマール憲法」の採択への、また、1917年11月のソヴィエト政権の成立後のロシアは社会主義体制への移行期を迎えている。爾来、既に一世紀近くが経とうとしている。しかも、ファシズムとニューディールや世界戦争を経て、今や、「グローバル化」の時代であるとされている。「国家」とはひとつの抽象概念であり、その形態は時間的にも空間的にも多様であるだけに、繰り返し検討に付されることで極めて多くの成果が残されているが、おな、多義性と論争性を留めている。今や求められていることは、「グローバル化」を踏まえた「国家」の概念である。と

いうのも、「グローバル化」によって政治と社会経済関係の越境的規模の連接化が深まり「国家」の役割と機能が変容しつつも、なお、「国家」が実在していることに鑑みると、逆説的ながら「国家」を相対化し、その位置や特徴を、より明示的に捉え得る局面にあると言えるからである。また、「国家」は、なお、「物理的強制力」を“正統的に独占”しているとしても、「非正統的」であるにせよ、国際テロ組織は“脱国家”的規模で軍事力を国際的に行使している。さらには、「国家」に包摂されていた諸民族の「脱国家」のなかで“民族紛争”も頻発している¹⁵⁾。それだけに、安全保障の国際的体制や多民族型国際社会をどのように展望するかという問題が現代の課題として浮上している。

ヴェーバーの規定はドイツ「国家学」の伝統の枠内にあり、「ウェストファリア条約」以来の伝統的な「主権的領域型国家 (sovereign-territorial state)」の理念に依拠している。また、T. パーソンズも指摘しているように、ゼロ・サム関係において「権力」を量化するという方法を採用している¹⁶⁾。こうしたウェストファリア型「国家」観においては地理的空間は「領域」化され、この圏域を統治する権力に「主権」が帰属していると見なされる。これは「国家」を人格的に擬制化し「主権的存在」であることを、また、統治機構（「政府」）が所与の社会経済諸関係を「領域」において包括し、政治的に凝集することを意味する。この脈絡において、「国家」は人格的に擬制化されることで、固有の意思を内在した「政治主体」として現われる。「国家」が所与の住民に対し制定法の遵守を命じ得るし、「物理的強制力」を正統的に行使し得るという理念は「内的主権」の概念に発する。この「主権国家」の概念は他の「国家」との関係を前提としているだけに、「外的主権」という概念と一対化している。こうした「主権」の二面性が「ウェストファリア条約」以来の伝統的「国家」観である。だが、グローバル化のなかで、とりわけ、EU に見られるようなリージョナル化のなかで政治権限の「内／外」区分が不分明化することで「主権」概念の再検討が求められるに及んでいる。

いわゆる「超グローバル派 (hyperglobalists)」が国民国家の“空洞化”を主張するのにたいし、「懐疑派 (skeptics)」は、市場経済のグローバル化とは“神話”であって、現に起こっていることはリージョナル化に過ぎないとする¹⁷⁾。確かに、「国民国家」が解体の過程を辿っているわけではないし、所与の住民は「国家」に包摂されている。また、「国民国家」の社会経済的・文化的関係が「国家」をもって政治的に総括されているということ、これも現実である。すると、「グローバル化」とは、こうした住民の諸関係の「国際化」の深化過程のことであって、「国民」を構成している諸アクターが越境レベルで行動し、その規模と範囲はリージョンと超リージョンのレベルに拡がっていることになる。「国際化」と「グローバル化」とが矛盾するわけではないだけに、「グローバル化」が直ちに“脱国家化”や“脱国民化”を意味することにはならない。「国家」とは“存在”の抽象概念であるとする「国家」観は、“存在”が諸関係の有意的接合において一定の形状性を帯び得るとする理解に依拠している。これは、社会諸関係とはアクター間の相関化のことであり、この関係が政治権力を媒介として有界的に組織されることで「国家」という“存在”（「国家存在」）が成立することを意味する。「国家」が関係の有意的接合であり、関係の凝集の「^{フィールド}場」であるだけに、この関係を保持ないし変えようとする社会諸勢力間の対抗のアリーナとして現われるのである。したがって、その形状は経済的諸関係やヘゲモニー関係に左右されるだけに、力学的性格を帯びざるを得ないことになる。

住民は所与の時代と土地において集団的に生活せざるを得ないという点では居住性と文化的・経済的共通性を免れ得ない。だから、労働者は居住地に制約されるし、「多国籍（国際）企業」といえども「国家」から離脱し、自由に「浮遊」しているわけではない。「社会 (society)」とは、こうした自然的結合体と目的団体的結合体の複合的総体のことであって、政治的に有界化されることで「国民国家」に組成されている。この「国家」の統治機構はそれなりに体系化されていて、治安機能にとどまらず、経済的

には再配分政策や規制機能をもって所与の住民と社会経済関係を「国家」に包括している。この権力機構は「国家」の理念をもって住民を「領域」において有界化し、「物理的強制力」のみならず、「合意」の導出能力に依拠することで住民を所与の時間と空間において統治している。この脈絡において「国民国家」は「主権的領域型国家」として現われる。また、資本主義経済は土地（地代）・労働力（剰余価値の源泉）・貨幣（利子）・知識（ロイヤルティ）を擬制商品とする経済システムであるだけに「国家」において、このシステムを制度化し、その現実的有効性を保証する必要がある。「グローバル化」のなかで、こうした「国家」の「擬制化」機能に根本的变化が起こり、他の機関に移ったとは言えない。だが、「次元間相互依存性」が越境化すると「空間的相互依存性」の深化を呼ぶだけに、擬制商品の国際的流動性を高めたことにもなる。それだけに、国内的諸次元の「脱空間」化と越境規模の接続化は「国民国家」に組成している諸要素の接合関係の変化と結びつかざるを得ない。

軍隊・警察等の「物理的強制力」や司法権は、基本的には「国家」に専属し、その行使が正当視されているにせよ、国際的テロ組織は「脱国家化」しているし、軍事同盟は指揮系統と軍事技術を媒介とする支配-従属的体系において脱国家的規模で編制されている。また、国際法はコスモポリタンな、あるいは、グローバルな性格を強くしている。そして、全ての構成国に導入されているわけではないにせよ、EU において通貨は統一され、「補完性 (subsidiarity)」原理による国家間調整機能はリージョナルな規模に及んでいるだけでなく、「欧州裁判所 (European Court of Justice)」の優位性は構成国において承認されている。こうした状況に鑑みると、「国家存在」と「グローバル化」とは二律背反関係にはなく、「グローバル化」のなかで「国家存在」が変化に服していると思なすべきことになる¹⁸⁾。

「関係」が一定の形式において接合し得るには、何らかの有意性を帯び得るイデオロギーと「政治権力」の媒介機能が必要とされる。中欧と北欧

のコーポラ主義的政治システムには根強いものがあるとはいえ、資本主義諸国は経済的「自由主義」（「自由市場主義」）の理念を越境規模で共有する方向を強くしている。資本主義経済の「新自由主義」化は「市場資本主義」型生産性の高度化とその障壁の世界的規模における除去の「企図」と結びついている。「新自由主義」化の波は1970年代に資本主義経済が行き詰まり状況を示しだすなかで、生産と消費や交換関係をグローバルに再編しようとする理念と運動として顕在化している。

理念や運動は主体を欠いて浮上したり、作動し得るわけではない。「ガヴァメント (government)」という言葉は「統治」・「政治」・「政府」を含蓄しているが、行動論のレベルに即してみると、他者を一定の方向に向かわしめる行為であり、「行動させる行為」のことである（「行為の行為、conduct of conduct」¹⁹⁾）。こうした「統治」が機能するためには版図を図示化し、住民を統計化することで対象を可視化する必要にあるだけでなく、行為の規範化と統治の正統化というイデオロギー的契機も介在せざるを得ない。また、組織論的視点からすると、こうした「統治」が体系性と強制力を帯び得るためには機構化する必要にあり、「統治」は「政府」という権力の組織形態として現出する。そして、政治とは、広義において「統治」とその組織化にかかわる包括的概念である。この脈絡からすると、「国家権力 (state power)」は統治機構において組織され、企図と政策をもって所与の社会を位階的に秩序づけることで、一定の方向に誘導していることになるし、この権力が社会経済のシステム化の中枢に位置することで内外の変化に対応し得る適応力と政策的誘導力を具えていることになる²⁰⁾。これは経済の「新自由主義」的再編策にもうかがい得ることであって、「脱規制 (deregulation)」という「企図」が「再規制 (re-regulation)」という介入主義的政策をもって展開されたことに明示的である。こうした介入主義的「新自由主義」路線は“ワシントン・コンセンサス”に見られるように、国際機関の指導力と「国家」間の政策協調によって敷かれ、社会経済システムのグローバルな再編が企図されることになっ

た²¹⁾。

マクロ経済史の視点からすると、「資本主義」は内燃エネルギーの転換や生産の技術的・組織的改変をもって長足で巨大な進歩を遂げたが、「自由主義」^{リベラリズム}は資本主義の精神的駆動力に位置し、社会経済の編成原理となることで「資本主義国家」の機軸をなしている。「資本主義国家」とは「市場」を媒介とする利潤追求型「社会」を基軸的構成とする「国家」のことである。「グローバル化」時代における「国家」について検討するにあたり、まず、この原理の基本的特徴を確認しておかなければならない。というのも、「国家」を組成している諸関係は政治経済と社会や文化の諸要素の有意的接合において制度化されることで一定の形状を帯びることになるが、この接合には何らかのイデオロギーを媒介せざるを得ないからである。

人々が自らの環境を解釈し、社会的諸条件に対応することで一定の「秩序」が形成されるわけであるから、何らかの言説をもって所与の構造の妥当性が「間主観的」に共有される必要がある。これは、社会経済関係の政治的統合と体制化には何らかのイデオロギーのヘゲモニー化が求められることを意味する。また、「理念」^{イデオロギイ}がシステム化すると「体制」や社会編制の意味を帯びることは「封建主義 (feudalism)」や「資本主義 (capitalism)」という言葉にも明らかである。だが、「運動」と「対抗運動」とが一對化しているように、支配的イデオロギーには対抗イデオロギーが随伴する²²⁾。この視点からすると、「ネオリベラリズム」がひとつの“時代精神”としてグローバル化することで社会経済システムが再編されつつあることに鑑みると、「グローバル化」の力学のイデオロギイ的位相の位置づけが求められることになる。さらには、資本主義のグローバル化のなかで地球の温暖化や環境汚染に、あるいは、貧困と経済格差の階層的・地域的拡大などに見られるように、国内矛盾と国家間矛盾を新しく噴出させることにもなったという現実を踏まえると、「グローバル化」という現象については、その「脱神秘化」の作業にとどまらず、「民主政のグ

ローバル化」と「グローバル化の民主化」という規範的検討が求められることにもなる。

「社会」とは自然的結合体と目的団体的結合体との複合体である。前者は「コミュニカル共同体的 (Gemeinschaftlich)」であって、情感と伝統を媒介として成立し、「閉じられた」性格にある。これにたいし、後者は「アソシエーティブ目的団体的 (Gesellschaftlich)」であって、目的合理的・道具主義的契機を媒介としていて²³⁾、総じて「開かれた」性格にある。企業組織や政党と圧力団体などの政治的・経済的団体はその具体的代表例にあたる。すると、共同体的・目的団体的契機が複合することで「国家存在」に組成され、この関係論的総体を「国家」という抽象概念をもって包括していることになる。

「資本主義」といっても、例えば、英米型の「企業資本主義 (enterprise capitalism)」や大陸ヨーロッパと北欧の「社会資本主義 (social capitalism)」に、あるいは、社会経済の形成史に占める中央政府の統制力や管理形態の違いはあるにせよ、東北・東南アジア地域の「国家主導型開発資本主義」に大別されているように²⁴⁾、「資本主義」を社会経済関係の基本原理とする「国家」の形態は、政治文化や社会諸勢力の配置状況を異にして多様である。「国家権力」の行使様式とその装置が「社会構成体」の歴史的变化と結びついて継起的変容過程を辿らざるを得なかったが、「ヘゲモニー・ヴィジョン」も同様である。というのも、体制と理念とは「共生」と「共振動」の関係にあるからにほかならない。だが、両者は次元を異にしているし、相即的とは言えず、一定のズレも含まれる。“リベラリズム”は資本主義経済とその「国家」の基軸的編成原理であり、政治経済システムとの「共生」関係にあるが、資本主義の生産様式と社会諸関係は大きな変容の過程を辿っただけに、リベラリズムの理念も歴史の脈絡のなかで多様な姿を、あるいは、異形とも思える様相を帯びざるを得なかった。これは、少なくとも、欧米の「資本主義」とリベラリズムとは不可分の関係にあるからにほかならない。社会経済関係の機制には何らかの理念や規範が求められ、それが「ヘゲモニー・ヴィジョン」となることで

「関係」が構造化するわけであるから、資本主義の変容はイデオロギーの
鋳直しを求め、あるいは、支配的イデオロギーの修正がその先触れの役割
を果たすことになる。資本主義的社会経済関係は「リベラリズム」を基底
理念とし、リベラリズムを政治と経済社会の基軸的構成原理とすること
で、ひとつの「社会構成体」に組成している。したがって、別のイデオロ
ギーが“ヘゲモニー効果”を帯びることで体制の転換と結びつかないかぎ
り、リベラリズムは所与の資本主義体制との相互組成関係において自らの
内実を組み替えつつ「共振動」を繰り返さざるを得ないことになる。

(3) ^{リベラリズム}自由主義の系譜

<古典的リベラリズム> ^{リベラリズム}「自由主義 (liberalism, *Liberalismus*, *liberalism*)」
という言葉はそれほど体系化されることなく、「抑圧」や「差別」からの
“解放”の信条を表現するための「^{ナラティブ}説話」として、あるいは、「独立」や
「進歩」を意味する理念として使われてきた。また、政治哲学においては
「正義」や「公正」について論ずるための術語とされている。これは歴史
と“現実”における「不自由」の認識に負い、その制約や拘束からの解放
の知的・実践的営為に発している。リベラリズムが歴史の駆動力となり得
たのは、歴史の課題のなかで自らの理念を修正し続けることができたから
であるが、それだけに、また、多様な対抗イデオロギーを誘発し、あるい
は随伴せざるを得なかった。というのも、あるイデオロギーは対抗イデオ
ロギーとの関係において支配的となるが、それが別の対抗イデオロギーの
生成を呼ぶという弁証法的関係にあるからにほかならない。リベラリズム
の概念が多義的で論争的性格を帯びざるを得ないのは、こうした脈絡に
負っている。だが、リベラリズムが「自由」の理念と結びついていること
に鑑みると、「民主主義」と並んで不断に理論的深化を期すべき位置にあ
る。

西欧のマクロ理念史からすると、近代の政治的リベラリズムは絶対主義

国家ないし「国家」の絶対性の対抗理念として浮上し、「国家権力」を制限することで個人と社会の自律的機能を拡大し、維持しようとする考えに発している²⁵⁾。これは自然科学における「個体主義」の認識を基礎に、位階的に構造化した封建的共同体に埋没していた「個人」を“解放”し、「個人」を中心に「社会」を編成しようとする理念に依拠している。したがって、その理念の中心は「個人主義」^{インディヴィデュアリズム}に求められる。こうしたリベラリズムは経済的には資本主義の「自生哲学」として緒につき、「市場」が経済運動の“内発的メカニズム”であると想定されることで自己展開しだし、「功利性の原理」と結びつくことで“ヘゲモニー・ヴィジョン”化する²⁶⁾。この脈絡においてリベラリズムは資本主義の体制原理として「社会化」している。

例えば、資本主義国家が自由主義^{リベラリズム}、国家中心主義^{ステイテイズム}、コーポラティズムの体制に類別化されてきたように²⁷⁾、資本主義体制は一様ではなく多様である。だが、「自由市場型資本主義経済」といっても「純粋な市場システム」であるとは言えず、そのようなシステムを想定することは“ユートピア的抽象”に過ぎない。というのも、「自己利益」の追求の「自由」だけで「市場」は成立し得ず、その種の状況を創出しようとする「強力国家」による“強制”が必要とされるからである。あるいは、「国家」が市場の役割を果たさざるを得なくなり、「自由市場」原理との決定的乖離を呼ばざるを得ない²⁸⁾。「市場」が相対的に自律的な機能に服し得るとしても、「自己利益」の追求の「場」であるだけに何らかの「秩序」が求められる。これは、「秩序」を欠いては「社会」が存在し得ないことに類することである。「市場 (market)」が自己展開し得るには、「政府」による法的・行政的制度化が、換言すれば、経済外的機制が求められる。また、経済が「国民経済」化するには、商品交換の原理が「国民」的規模で共有される必要もある。すると、資本主義経済が「国家」において成立し得るには、「市場」媒介型経済関係の政治的法制化が前提とされざるを得ない。

西欧の、わけても英米の資本主義国家が反封建的レッセ・フェールを政

治経済の基本理念とすることで生成したにせよ、それが体制化するには本源的蓄積期の強力な「国家」介入を媒介とせざるを得なかった。また、いわゆる「夜警国家」といえども犯罪者の取締りや保健と衛生の政治的管理機能を必要とした。とりわけ、「擬制商品」が商品化するには、さらには、市場において「価格」が“交換”と“競争”をもって設定され得るには、何らかの規則やゲームのルールが求められる。これは、「市場」型社会の“安全”が政治的・法制的保全に負わざるを得ないことを意味している。

確かに、「国家」と「市場」との関係の点で、英米の「国家」は「自由主義国家 (liberal state)」で括られている。これは「国家」アクターと「市場」アクターとを対抗軸に設定したときに、後者の活動の自律 (立)性が相対的に高いことを意味している。だが、この国家においてもリベリズムの二つの理念的潮流が底流している。ひとつは、修辞であるにせよ、レッセ・フェール型リベリズムであって、「国家」の役割を「市場」機能の障害の除去に留めおくべきであるとする。他は「介入主義的国家」観である。これは「社会市場 (social market)」観から「国家」の役割を「市場」の監視機能にとどまらず、その安定化機能にも及ぶべきであるとする。これは「^{ナチュラル・リバティ}無規制の自由」が資源と権力の私的集積を呼び、「自由」そのものを破壊することになるだけに、何らかの規制が求められるとする考えに発している。この理解は、すでに、アダム・スミス (Adam Smith, 1723-90) がレッセ・フェール経済には経済外的補完機能が必要であると指摘していることに、あるいは、より明示的には、哲学的急進派のベンサム (Jeremy Bentham, 1748-1832) が「道徳算術 (moral arithmetic)」論から「国家」における「功利」の原理を導いていることに明らかである。すると、レッセ・フェール型リベリズムといえども、「市場」機能には「国家」の活動が必要とされると理解されていたことを、換言すれば、国家による何らかの「介入」機能が前提とされていたことを意味する。こうした認識が後に指摘するように、「介入主義的リベリズム」に連なる。

リベリズムは「自由」を基底価値としつつも、「市場」機能には政

治的機制が求められると考えられているが、「国家」による政策の実践という点では遠心的と求心的というベクトルを異にする対立的方向が内在している。リベラリズムはこの二つのジレンマに満ちた理念の撚糸からなり、前者が「最小国家 (minimum state)」観に、また、形態は多様であるにせよ、後者が「介入主義国家 (interventionist state)」観に傾く。こうした対立的要素の複合的構成がリベラリズムに“柔軟性”を、いわば、社会の変動に耐え得る「^{マリアビリティ}展性」を与えている。リベラリズムが「メタ・イデオロギー」化するはこの脈絡に発している。そして、レッセ・フェールと介入主義の両契機は、分析的には個別の理念的「糸」であっても、ひとつの撚糸からなっていて、いずれの要素が相対的重みを強くするかは論者を異に多様であるだけでなく、所与の経路依存性と歴史的局面に左右される。とりわけ、20世紀以降の先進「資本主義国家」において、リベラリズムは「市場」機能の保守と社会経済インフラの整備の必要から国家の介入を求め、これを正統化する方向を強くしている。

政治理念における古典的リベラリズムはロッキの政府観に求められている。この理念は社会経済の法的・政治的監視機能の必要を認めつつも、統治の自己規制をもって権力の濫用に歯止めをかけている。これはリベラリズムが君主政型国家中心主義との対抗において社会中心主義型政治論として浮上したことに負っている。リベラリズムはこうした「反国家主義的政治主義」の性格に発し、「社会」の自己維持機能の認識において政府の権限を「信託」の枠内に留めおくべきであるとする。この理念から統治機構の内部に自己規制のメカニズムを導入するとともに、社会経済への介入は市場型資本主義体制の監視機能に限るべきであると見なされることになった。「立憲主義」はこの要件の法制的表現である。近代のリベラリズムは、こうした政府観と「経済的自由」を含む自由権の基本権の理念との複合体制を政治社会の機制としている。この脈絡において、少なくとも英米の「資本主義国家」は「自由主義国家」として現われた。

他方で、「資本主義国家」は「^{デモクラティック}民主的国家」であるとされる。「民主政

(democracy)」という言葉は古代ギリシアに発し、字義的には「人民 (*dēmos*) の支配」を意味し、西欧近代史の脈絡からすると、君主政や貴族政の対抗理念として再生している。したがって、「リベラリズム」と「デモクラシー」とは理念の文脈を異にし、経済的自由主義が「私的所有権」の保守と所有者間の「契約の自由」を理念の中枢に設定し、社会経済システムの相対的自律機能の認識をもって反国家主義的方向に傾くのにたいし、デモクラシーの原理は、「民主」型の集会的自治体制を含意し、個人の幸福との不可分の関係において「国家」への“参加”を媒介として「共通善」を実現しようとする志向を強くする。この理念から社会経済的・性的差別を廃止し「平等」を求めることになる。だから、トクヴィルやコンスタン (Benjamin Constant, 1767-1830) に限らず、19世紀中期のリベラル派の多くが民主政の原理に内在する「平等」の理念の体制化に「多数専政」や社会的「同質化」の危険を読み取ったのである²⁹⁾。

個人的自由の観念は政治参加の要求(「政治的自由権」)と結びついたが、「国民国家」における民主政の制度化は「規模」と「参加」という二項対立をどのように解くかという難問に逢着せざるを得なかった。その解決策が代議制統治であった。『ザ・フェデラリスト』(1788年)は複雑な権力分立体制に「多数専政」の防波堤を求めるとともに、代議制統治と「民衆型政治」との両立性を指摘している。この機制が直接民主政を避けるための政治技術であるとともに、広大な連邦共和国の現実的機能要件でもあると位置づけている³⁰⁾。そして、J. S. ミルは代議制統治を「近代の壮大な発見である」と喝破している。この機制によって選挙民は政治的「人民」に転化するとともに、統治機構は「代表」の原理と機能をもって「国民」の意思を再構成する。かくして、権力の“客体”は、制度論的には“主体”に転化することで政治の「民主化」が起こる。だが、権力装置は担い手によって機能するわけであるから、現実的には、その対象の支配を意味する。こうした制度的転換の必要に迫られたのは、西欧史の脈絡からすると、大略的には19世紀の中期以降のことであって、制度化されだすの

は、先進資本主義諸国においてすら20世紀に入ってからのことに過ぎない。これは、ひとつの“逆説”である。というのも、「人民の支配」は「人民による支配（rule by the people）」から「人民を支配すること（to rule the people）」に転化し、「民主政」とは「衆寡」の関係において「民衆」^{ポピュリス}依拠型政治のことであると受け止められるようになったからである。こうして、「国民国家」における選挙民を政治の「主体」として制度化するとともに、「国家権力」の「客体」に包括することにもなった。この脈絡において、近代の「資本主義国家」の通常形態は、社会経済的自由主義と政治的民主主義との複合体として制度化されることで「自由民主政国家（liberal-democratic state）」となって現われた。

資本主義国家の社会経済関係は「所有的個人主義」と「市場社会」の原理に依拠しており、この原理が社会の毛細管となることで「ヘゲモニー・ヴィジョン」化する。「民衆政治」は客体の主体化という機制を媒介とした主体の客体化であるが、「市場社会」の原理が基底的価値となり「規範」化しているかぎり、代表機能は所与の経済社会システムの政治的正統化の過程となって現出せざるを得ない。とはいえ、民主政のパーспекティブは「政治的自由」の展開という点では新しい地平を開いたと言える。というのも、「市民権」が政治的自由権にも及ぶことで「国家」の権力機構は選挙民の意向を反映せざるを得なくなったからである。この「国家」は「自由主義」と「民主主義」という二つの理念を制度化の構成要素としているが、経済的「自由」の行使が生活の“不自由”と“不平等”を呼ぶだけに、生存権的自由権と結びつかざるを得なかった。また、民主主義の「平等」の原理と経済的「自由」の原理とは矛盾なく、一体的関係において融合しているわけではない。それだけに、リベラリズムをめぐる緊張関係において政治理念の思弁が、あるいは、政策の試行錯誤が繰り返されることになった。

特定のイデオロギーが社会と政治のシステムに埋め込まれ、制度化することで実践倫理として習慣化し、内面化することで規範化する。それだけ

に、統治には所与のイデオロギーを世界観や人生観としてヘゲモニー化し、規範として「言説」化することが求められる。だが、イデオロギーには対抗イデオロギーが随伴するだけに、理念や思想は固有の内在的脈絡と個別の社会経済的脈絡との相互性と複合性において展開せざるを得ない。「自由主義」は「自由」の理念を基軸的理念ないし基本的モチーフとしつつも、「自由」の理念が歴史の脈絡のなかで変容を迫られるだけに、リベラリズムの理念も自己転回をもって共鳴せざるを得ない。これは同一術語の基底的理念を留めつつも、「制度」化の必要のなかで言説を多様にし得るし、せざるを得ないことを意味する。この点はリベラリズムにも妥当し、系譜性を帯びつつも、時空間的に可変的である。この意味ではリベラリズムも関係論的で相対的概念にはかならない。

「政治権力」は組織化と正統化を媒介として所与の住民を統治するが、その組織形態と機能様式は社会経済諸勢力の配置状況やイデオロギー的対抗状況に左右されるという点では「関係」論的強制力である。また、「自由」と「政治権力」とは相関的であるが、必ずしもゼロ・サム関係にあるわけではない。というのも、「自由」とは強制の欠如のことであるだけでなく、各人の発想の自由と行為の自立的能力のことでもあって、「政治権力」を媒介とすることで、その力量を高めるための政治的機制を敷くこともできるからである。すると、「自由」の条件は時空間的に個別的で、所与の社会経済関係や政治権力にも左右されることになる。以上からすると、物理的・精神的「自由」は「自由主義」^{リベラリズム}の基軸的理念であるが、その性格は所与の政治的・社会経済的条件と不可分の関係にあるし、その程度と範囲は時空間的に相対的であることになる。だから、「自由」の理念は歴史の駆動力となり得たし、その牽引力ともなり得るのである。

資本主義社会における「古典的自由主義」は原理的には、「原子論的」^{アトミスティック}社会観と「市場」媒介型経済観を理念的紐帯とし、両者の結合に社会の原理を設定している。この原理は社会の「個人化」と個人の「社会化」との複合から、いわば、個人の生物学的実在性と社会的自然性との集成から社

会の編成原理を導出しているが、この個人とは私的所有者のことであり、「欲望の主体」でもある。だから、この社会は「欲望の体系」として現われざるを得ないのである。こうした「個人主義的社会」観における「個人」と「社会」との連結環が「市場」であり、「市場」媒介型の利益追求主義が組織されることで「資本主義社会」に組成され、この社会経済関係が政治的に有界化することで「資本主義国家」が成立する。

資本主義的営利主義は、ヴェーバーの表現を援用すれば、“鋼鉄”のような「堅い檻」となって行動を外的に強制する（宗教倫理の「企業倫理化」³¹⁾）。これは、「価値－合理主義」という内発的エネルギーが“檻”のごとく「機械」化することで各人を資本主義「社会」に包摂することを意味する。また、企業倫理が「規範」化し一定のルールとして準則化し、習慣化することで「秩序」が内面化する。だが、営利主義が目的合理的経済活動であるにせよ、私的利益の「自由」な追求が「自由」を阻害するという逆説を、いわば、合理性の非合理化という矛盾を内包している。それだけに、資本主義的「自由主義」は競争型市場経済と社会的個人との統一性を、換言すれば、コミュニティという自然的結合体と営利主義的目的団体という「社会」の二元的契機をどのように統一するかという始原的緊張関係を内在している。これを架橋する理念が「安全 (security)」の概念であり、「統治 (government)」の合理性（「統治性」^{ガヴァメンタリテイ}）はその保全に依拠せざるを得ない。資本主義経済が利益媒介型市場システムであることに鑑みると、これは私的利益を追求し得る「自由」を法的にルール化し、これを社会的に保証する必要があることを意味する。したがって、政策と施策を多様にしつつも、政府は「自由」の“安全”を保証するための法的・政治的機能を固有の政治的課題とし、統治の正統性の根拠とせざるを得ない。だが、「自由競争」は「商品」所有者間の形式的平等を前提としつつも、その地位は「市場」における客観的關係に規定されるし、経済変動のなかで“社会的存在”を危殆にさらし、その能動性を阻喪させかねない。それだけに、これに対応し「社会」を「保全」することで、あるいは、社会経

済関係を整備し、その展開を期すことで「自由」を維持しなければならないことになる。すると、政府には社会への介入を抑制しながら社会を規制するという逆説的機能が求められることになる。これは、「自由」を擁護しようとする、「政府」には撞着的性格の複合的機能が求められることを意味する。というのも、社会経済関係の変容は「自由」観の鑄直しを求めるだけに、その内実の再帰的再検討と政策の転換を迫るからであり、この脈絡において「国家企図」の修正が求められることにもなる。

社会的レベルに即すると、「自由」と「安全」とは不可分の関係にあると言える。というのも、「自由」には「治安 (public peace)」という警察機能による秩序の“保障”にとどまらず、社会の再生産条件を“保証”することで「社会」の保全を期すという二重の意味がこめられているからである。これは、社会の治安と保全という二重の政治機能が求められることを意味する。「統治」と「社会」との緊張関係はこうした脈絡に発している。資本主義とリベラリズムとは「共生」関係にあるだけに、こうした「自由」の緊張関係の統一をどのように期すかという問題が伏在している。換言すれば、政治の正統性は社会の再生産条件を維持することで「自由」を保証するとともに、「最小国家」をもって社会への介入を自制することに求められることになる。「自由主義的資本主義国家 (liberal-capitalist state)」はこうしたジレンマを内在していて、この緊張関係において「資本主義国家」は自己展開をとげざるを得なかっただけに、このジレンマの統一という課題がリベラリズムに「赤い糸」のごとく底流している。この点はアメリカのリベラリズムに顕著であって、経済的自由主義と社会介入主義との、あるいは、反国家主義的個人主義と介入主義的平等主義との理念的・政策的対抗関係となって繰り返し浮上している。「リバタリアニズム (libertarianism)」と「コミュニタリアニズム (communitarianism)」との知的対抗関係も、こうした個人と社会との緊張関係の認識の違いに発している。

資本主義とリベラリズムとは「共生」関係にあるだけに、政治には「リ

ベラリズム」の原理に服しつつ、資本主義の矛盾に対処するための「権力の技術」が求められる。「国家権力」はリベラリズムの基底カテゴリーを維持しつつ、資本主義の社会経済的変動に対応し得る、あるいは、その再編を展望し得る政策を展開せざるを得ず、この過程において「国家」の機構と機能は肥大化と多岐化の過程を辿らざるを得なかった。この状況は20世紀への転換期に顕在化している。というのも、この局面において産業資本主義の諸矛盾が噴出し、「自由」の諸条件を求める社会闘争が政治危機に転化しかねない状況に「帝国主義国家」間の矛盾が重畳化したからである。この局面に至って、リベラリズムの理念を再確認し、「介入主義」の契機にアクセントを置くことで改革的対応を迫られることになった。というのも、通常時においては「支配的イデオロギー」は「所与性」を帯びているが、移行期ないし「危機」の局面においては所与のイデオロギーの再確認と(必要な場合には)一定の修正をもって、階級と階層を、あるいは、多様な社会カテゴリーを横断し、間主観的に共有され得るイデオロギーが求められるからである。

19世紀中期から20世紀への転換期において社会的分業が亢進し、産業化と都市化が進み、相対的に自律的な農民・農村型コミュニティは都市・工業型「社会」へと移行し、電信・電話を媒介とする伝達手段と鉄道が網状化することでコミュニケーションと輸送・移動手段が大きく変化している。こうした状況において「社会的なるもの (the social)」の認識を深くし、変動期の社会的危機への対応策が模索されだしている。これは「社会中心主義 (social-ism)」や「社会民主政 (social democracy)」という理念に、あるいは、「社会自由主義 (social liberalism)」や「社会進化論 (social darwinism)」という言葉にうかがい得ることである。また、急激な社会変動のなかで価値観の混迷状況が起こっていたことは、デュルケーム (Émile Durkheim, 1858-1917) の「アノミー」論やル・ボン (G. Le Bon, 1841-1931) の「群衆 (集)」論にも読み取り得ることである。この脈絡において「不満」や「不安」を吸収し、「同意」へと転化するために経営の

技術的高度化が期されただけでなく、ヨーロッパ諸国においては産業システムに内在する“危険”への対処策として「社会保険 (social insurance)」が制度化されている。こうして、“危険”と“扶養”の社会的責任論と費用の超世代型負担論をもって社会政策が緒につき、リベラリズムは「改革的自由主義 (reform liberalism)」へと自己転回しだす。この点ではアメリカも例外ではなかった。確かに、アメリカは「福祉の出遅れ国 (welfare laggard)」であったし、現在も「福祉」政策が国民的争点の位置にある。だが、1910年代に至って寡婦や労働災害に対する保障を州レベルで制度化することで「社会的包摂」政策が緒につき、これが1935年の「社会保障法 (Social Security Act)」の呼び水となっている³²⁾。

アメリカは独仏に比較すると「反国家主義」的分権体制とコミュニティ型自治観の伝統が根強かっただけに、官僚制型国家形態は相対的に脆弱で、「国民国家」規模の統一は「裁判所と政党」を中心としていたにせよ³³⁾、20世紀に至って社会統治の視点から社会政策的介入主義の方向を強くしている。経済史的には、「金ぴか時代」から世紀転換期に至る局面は、ヴェブレン (Thorstein B. Veblen, 1857-1929) を中心とする「制度学派 (institutional school)」が描いているように、工業生産の飛躍的拡大と「衒示的消費」の時代にあたる。だが、この局面のアメリカ経済は「構造的変貌期」にあたり、循環性恐慌のなかで激しい企業合併と労働争議が繰り返されている。この状況に至って自己利益の追求が「社会」の幸福に連なるとする経済的自由主義の楽観主義的理念が破綻しだし、「コモンウェルス」の理念において「個人的利得」や経済独占の批判が高まっている。これは H. ジョージの単一課税論や E. ベラミの空想的国家社会主義に、あるいは、「グリーン・バック党」や「ポピュリスト党」の既存体制の批判にうかがい得ることである。また、この時代はアメリカ史において社会主義的諸勢力の運動が最も広範化した局面のひとつにあたる。20世紀初期の「革新 (進歩) 主義期 (progressive era)」のアメリカは噴出した諸矛盾に政策的に対応する必要から行政機構の「科学的」再編と官吏任用制度の改

革を急ぐとともに（1883年の「ペンドルトン法」）、リベラリズムの内実を確認し、所与の状況への対応の必要から社会と経済への政治的介入主義の方向を強くせざるを得なかった。これは“執行”型行政から“管理”型行政への移行を意味する。

<介入主義的リベラリズム> 主権型国家観は「国家」の理念をもって所与の社会を包括する。これにたいし、『ザ・フェデラリスト（*The Federalist*）』（1788年）は「立憲主義」をもって連邦政府と連邦政体の編制原理を敷き、政治権力を機能的・空間的に分権化するとともに、その複合的編成において新「共和国」の創建原理を設定している。この原理は諸邦に割拠している支配的諸勢力の妥協を導出する必要を背景としていたにせよ、位階的・静態的組織論というより動態的・力学的組織論から統治機構内の相互反発をもって権力を抑制するという機制を敷くことで反国家主義的リベラリズムの地平を開いたと言える。また、連邦国家の州際関係については権力を空間的に分割するとともに、社会「秩序」の維持と専政の防壁をコミュニティの「自治」に求めている。こうした理念的脈絡において、アメリカという「国家」の「政体」を「所有的個人主義型自由主義」と「共和主義的自治型民主（衆）主義」との複合体制であるとするリベラリズムの理念型が形成されることになった。

政治用語として「自由主義」という言葉が明示的に使われだすのは、アメリカ政治学史の脈絡からすると、20世紀に入ってからのことである³⁴⁾。これは、それ以前に「自由（liberty, or, freedom）」という言葉が使われていなかったということではなく、「自由」の観念は宗教倫理と結びつきつつ「資本主義の精神」として社会経済生活に底流するとともに、フロンティアの西漸という「社会的安全弁」にも支えられて、レッセ・フェール型リベラリズムの気風が暗黙の政治経済原理となり、固有の文化的基層を形成し得たことを意味する。また、「神話」化されているにせよ、いわゆる「ジャクソン民主政」の時代以来、「自由」主義と「民主」主義とは不可分の関係にあると見なされる方向を強くしていた。さらには、「自由」

の理念が政治・社会経済システムの基軸的編成原理として「社会化」し、「所与」とする政治文化が形成されていただけに、これを「主義 (ism)」として政治学的に相対化する必要を欠いていた。だが、「転換期」には所与の理念を再確認し、一定の修正をもって体制化する必要に迫られる。「国家理念」史の脈絡からすると、20世紀への転換期は体制の“転換期”にもあたり、この局面においてリベラリズムを転回することで社会経済体制の作動原理を模索せざるを得なくなっていた。

「国家存在」の統治様式は個別の歴史的脈絡において多様であるし、その改変も経路依存性と所与の状況に規定されざるを得ない。とりわけ、社会的アノミー状況は統治様式や社会経済システムの修正や改変の必要と結びついて新しい言説を求めるだけに、その理念の位相は錯綜せざるを得ない。20世紀への転換期における工業社会化と「組織(化)の時代」はリベラリズムの内実の確認と鑄直しを求めている。工業化と独占化を、あるいは、都市化を特徴とする「社会の構造的変貌」はトラストやコンツェルンという資本の組織化と並んで都市労働者や農民の組織化を促した。とりわけ、産業資本主義と経済独占の局面に至って労働力の“擬制商品化”が深化するなかで「脱商品化」と「商品化」をめぐる激しい対抗運動が浮上している。こうした階級構成の変容と諸勢力のバランス変化は国家レベルの政策的対応を求めた。また、資本主義の経済インフラの整備も必要とされ、その財源をアメリカの場合には公有地の売却に依拠し得たが、イギリスの場合には植民地からの超過利潤に求めざるを得なかっただけに列強との対立を激しくした。こうした歴史的諸条件が重畳化することで19世紀中期までの「古典的リベラリズム」を再確認することで、その組み替えを迫られることになった。その相貌は多様であるが、リベラリズムの古典的理念が「個人」を軸としていたのにたいし、「組織の時代」に至って、その構成原理を「集団」(団体)に移さざるを得なくなっている。また、「反国家主義」の理念は「国家」規模の「介入主義」の方向を強くしている。これは個人的所有者型競争経済から法人管理型寡占経済への移行を、また、

社会経済インフラの拡充と管理の必要を背景としている。すると、個人主義的リベラリズムの集団主義的組み替えが、さらには、反国家主義的リベラリズムの介入主義的リベラリズムへの鑄直しが必要とされることになる。この局面のリベラリズムが「改革的リベラリズム」と、あるいは、「革新主義的リベラリズム」と呼ばれているのは、州レベルにおける直接民主政の規定の導入と都市行政の改革と並んで、リベラリズムに内在する「介入主義」のモメントが浮上し、その理念が変容しだしたという認識に発している。

介入主義的リベラリズムが19世紀末から20世紀初期の「世紀転換期」の英米で浮上している³⁵⁾。この局面のイギリスはヴィクトリア王朝後期からエドワード王朝期に、また、アメリカは「革新（進歩）主義期」にあたり、イギリスは「世界の工場」へと、アメリカは都市・工業型社会へと、いわば、現代型社会経済へと移りつつあった。R. ホーフスタッターが1890年代から第二次大戦に至る局面を「改革の時代」と呼んだのは³⁶⁾、社会経済の構造的変貌と「資本の時代」(E. ホブズボーム)において噴出した社会経済的諸矛盾への対応期にあっていたことによる。

イギリス政治思想史の脈絡からすると、この局面のリベラリズムは「新自由主義 (new liberalism)」と呼ばれ、その特徴は一連の介入主義的「社会改革 (social reform)」の理念に求められている³⁷⁾。これは、ヘーゲル学派のグリーン (Thomas Hill Green, 1836-82) が『政治義務の原理について (*Lectures on the Principles of Political Obligation*)』(1901年)において「絶対的理想主義 (absolute idealism)」から「国家」による社会政策の必要を指摘していることに、また、ホブハウス (Leonard T. Hobhouse, 1864-1929) が『自由主義 (*Liberalism*)』(1911年)において「自由」と「統制」との両立性を主張していることに認め得る。そして、イギリス議会はオースティン主義的主権論において「大英帝国」の統治権を制度的に統一するとともに、官僚制を強化している。さらには、フェビアン社会主義派のホブソン (John A. Hobson, 1858-1940) は『労働と富：人道的評価

(*Work and Wealth: A Human Valuation*)』(1914年)において、社会生活に占める「集団」の重要性を指摘するとともに、分配の不平等が過剰貯蓄や過少消費に結びつくとの判断をもって「社会政策」の必要を提示している。こうしたイギリスの「改革主義的リベラル派」は社会主義の理念と運動のインパクトも受けて³⁸⁾、「福祉主義 (welfarism)」と経済的合理化との両立性を展望することで自由主義の保守を期したと言える。他方で、パーカー (Ernest Barker, 1874-1960) やラスキ (H. Laski, 1893-1950) の「多元主義国家論」が登場している。この理論は「集団」を強調しつつも「国家中心主義的自由」観に対抗する位置にあっただけに、アメリカ政治学における多元主義の理論化に強い影響を与え、社会科学における「行動論」化と呼応しつつ多元主義政治学が潮流化しだすことになる。

多元主義政治学 (ないし、「政治」の多元主義理論) はアメリカの「国家性 (stateness)」を強く反映している。というのも、この理論はアメリカの政治的・社会的多元性の経験主義的理論化の位置にあるだけでなく、文化的基層を反映しているからである。この理論は「アメリカ国家」の政治と社会の現実的担い手を多様な「集団」に認め、その競合にアメリカの政治像を設定したという点ではリベラルな政治理念とも符合している。これはひとつの政治的「言説」であるにせよ、「アメリカ国家」の「国制」の理念型を提示することになった。というのも、アメリカの政治編成と社会経済の伝統的理念からすると、権力の集中と専政とが同視されることで反国家主義的分権体制と市場媒介型結合関係が政治と社会の「自然な」編成原理であって、一元的社会編成は閉鎖性と静態性を呼ぶと見なされてきたからである。このパラダイムにおいては多元性と能動性とが等視され、多元性の不断の導入が「自由」の作動メカニズムであると見なされたことから、その物理的条件の獲得が「自由」の名において正当視され、さらには、社会的「差異」や「偏差」すらも自由競争社会の内発的エネルギーの淵源と見なされる。アメリカ資本主義の駆動力は、こうした力学的モデルに依拠している。すると、社会の多元主義的構成が内発的活力の源泉であ

ると見なされるわけであるから、統治機構の組織的・機能的自立性だけをもって「国家」を“強／弱”に二分するわけにはいかなくなる。というのも、繰り返して指摘したように、社会経済的諸関係は政治権力によって組織されることで“存在”（「国家存在, statehood」）に組成されるわけであるから、また、所与の「国家」は国際関係のなかにあるわけであるから、統治機構の組織的特徴だけをもって「国家」の“強弱”を類型化するわけにはいかず、社会経済諸関係の接合様式や統治様式を、さらには、内外関係に占める固有の位置を踏まえるべきことになるからである。

統治機構は「国家存在」の政治機関であって「国家」そのものではない。この点で、アメリカにおいては「国家」の認識が希薄であるとされるのは、この国が「反国家主義」的コモンウェルスの原理を建国の理念とし、連邦制 (united states) を「国家構成」の原理としているだけでなく、社会の現実的多元性と多元主義的編成に国民的アイデンティティを求めているからである。アメリカが「リベラリズムの帝国」と、あるいは、「デモクラシーの帝国」と呼ばれ、その“例外性”が指摘されるのは、こうした反国家主義的「帝国型国家」のイメージと結びついている³⁹⁾。これは民主主義と自由主義とを一体視し、両者の接合関係を相対化する必要を欠き、所与の体制を自らの国民的アイデンティティと見なしてきたことに負っている。すると、「国家」に組成している社会経済的諸関係の接合様式に内在する力学的モメントに注目すべきことになる。

この局面における英米のリベラル派は「社会コントロール (social control)」の概念を「社会」の分析装置に据えるとともに「秩序」の維持原理として提示しだしている。他方で、ドイツにおいてはシュタイン (Lorenz von Stein, 1815-90) は「国家学」と財政学の視点から「行政 (Verwaltung)」の課題を「憲政」と「社会」との対立の解決に求め、保守的社会改良主義の理念を提示している。こうした知的・実践的脈絡において「治安 (Polizei)」の概念は「福祉」の概念と結びつくことで「国家」の強化と「国民」の安寧とが一体視され、「福祉主義 (welfarism)」の理

念が成立している⁴⁰⁾。ビスマルクの社会政策型「福祉」観は後発資本主義国＝ドイツの、また、チェンバレンの帝国主義と社会改革との一体化政策は先発資本主義国＝イギリスの「帝国主義的国家」観に発している。したがって、形態は多様であるにせよ、産業資本主義の独占資本主義化と帝国主義の局面に至って、膨張主義的「競争国家」化と「市場」の自動制御メカニズムの機能不全化のなかで国家的規模の「社会介入」策が必要であるとする認識が深まりだしていたことになる。

「南北戦争」後、アメリカの社会学者の多くがドイツに留学していたこともあり、20世紀への転換期の政治学において「国家学 (Staatswissenschaft)」を援用することで「アメリカ国家」を説明しようとする試みが繰り返されている⁴¹⁾。アメリカ政治学における「国家」論の最盛期をこの局面に求めることができるが、これは「世紀転換期」の社会の動揺を背景として、アメリカという「国家存在」の固有性の説明が求められているとの認識に発している。だが、「国家」の理念をもって社会「秩序」の再編を期すことはアメリカのリベラリズムに即応的とは言えないし、生成期のプラグマティズムとの乖離を呼ばざるを得ない。すると、新しい社会秩序の説明原理が求められることになる。「革新主義期」の改革理念は複雑であるだけに多様な理解が交差しているが⁴²⁾、以下では、この局面における「アメリカ・リベラリズム」の展開に「コレクティヴィスティック・インディヴィデュアリズム集団主義的個人主義」と「ナショナルリストティック・インタヴェンションニズム国民主義的介入主義」という2つの理念を認め、両者を「介入主義的リベラリズム」に括り、この視点からアプローチすることにする。というのも、前者において個人の社会的「包摂」の原理が、また、後者においては経済主体の政治的「包摂」の原理が模索され、「改革的・介入主義的リベラリズム」をもって社会秩序と経済活動の新しい軌道が設定されたと見なし得るからである。

1890年代から第一次大戦への参戦に至る時期は「革新（進歩）主義の時代」と呼ばれている。この局面のアメリカ政治学は「形式主義にたいする反乱」のなかで制度論的・演繹的政治学から過程論的・帰納的政治学へと

転換し、この趨勢が主潮流化する⁴³⁾。これはアメリカ政治学がドイツ流の「国家学」から離脱し、反形而上学的動態論型政治学へと自己展開を辿りだしたことを意味する。例えば、ベントリー (Bentley, 1870-1957) を始めとする政治学者たちは社会集団の政治機能に注目しているし、プラグマティズム派の社会学者や哲学者たちは「集団主義 (collectivism, groupism)」から「社会コントロール」論を提示している。

「社会コントロール」論は個人を集団に結びつけ、個人主義の集団主義的展開という点でリベラリズムに新しい地平を開いている。社会をコントロールするという事は、物理的環境を制御するとともに個人を集団において「社会化」することでもある。これは望ましい原則や価値に従って社会条件を制御するとともに、個人を社会に包摂することを意味する。この概念に「社会」を機能主義的にコントロールしようとする「社会工学」の、あるいは、「分析的リアリズム」の発想を読み取ることができるが、「コントロール」の概念が他者による支配ないし統制を意味すると、「権威主義的」権力観と結びついて自律 (立) 的「インディヴィジュアリズム個人主義」観との乖離を呼び、受動的個人像と結びつかざるを得ない。それだけに、社会をコントロールする主体を「個人」に留めおくべきことになる。この点で、アメリカの「社会コントロール」論は「個人」と「集団」との関係を「相互依存性 (interdependency)」の概念において捉え、個人は「インタレスト関心」の共通性を紐帯として社会集団を組織し、集合的営為において集団を自覚的にコントロールし得るとする⁴⁴⁾。これは、個人の分散性を集団において克服するとともに、「集団」活動を媒介とすることで社会性の認識を深め得るとする理解に立っている。したがって、個人は「集団」に埋没するわけではないし、その「関心」が集団において実現されるわけであるから「集団」が実践の“場”ともなる。

こうした「集団」の概念がコミュニティから目的団体のレベルにまで拡張されると、アメリカ社会は重複加入型「集団複合体」として抽象されることになる。これは、同業組合的利益において「態度」が共有されること

で、個人を「集団」に包括し得ることを意味する。この「社会」像は「集団」を媒介とした自己陶冶論でもあるだけに、プラグマティックな「民主政」論にも合致する。

「包摂 (inclusion)」と「排除 (exclusion)」とは一對の概念である。同業組合的利益を中心に個人を集団に「包摂」するということは「^{インタレスト}関心」の間主観的「団体」化のことにほかならない。これは「関心」が多様であるだけに、反自由主義的イデオロギー集団の「排除」と自由主義的集団の「包摂」を前提としつつ集団競合型“コスモス”に「社会」像が設定されることを意味する。この脈絡において、個人主義的競合関係は「^{インタレスト}利益 (関心) 集団」を中心とする「団体間競合型自由主義」観に転成する。この多元的コスモス像においては「集団」が法的に制度化されているわけではないし、流動的組織体でもあると、さらには、必要において不断に解消と形成の過程を繰り返すと見なされているだけに、北欧型コーポラティズム (トライパーティズム) とは類型を異にしている。だが、「コーポリット・リベラリズム」論が指摘するように、この体制は「団体」間競合型協調体制である⁴⁵⁾。こうして、「個人主義」的自由主義は「集団」概念と結びつくことで「利益集団自由主義 (interest group liberalism)」論が生成し、アメリカ社会の集団的多元性と多元主義的編成化にリベラリズムの理念が措定されることになった。

やや時代は下がるが、アメリカの政治学ないし政治社会学においても「社会コントロール」の概念が注目されている。これは、マッキーヴァ (Robert M. MacIver, 1882-1970) が「社会コントロール」の概念をもって問題解決の集団的能力について論じていることに、また、メリアム (Charles E. Merriam, 1874-1953) がニューディール政策への関与の経験を踏まえて、社会改革に占める「社会コントロール」の積極的意味について論じていることにうかがい得ることである。そして、マンハイム (Karl Mannheim, 1893-1947) の「社会計画」論において「社会コントロール」の概念が鍵的位置にある⁴⁶⁾。

他方で、『ニュー・リパブリック (*The New Republic*)』誌（1914年創刊）に結集した論者の多くは「ナショナリスト革新主義派 (nationalist progressives)」であり、彼らは連邦政府の介入策によって独占体を選択的に規制することで「国民統合」を強化すべきであるとしている。これは、H. クローリー (Herbert D. Croly, 1869-1930) がリップマン (Walter Lippmann, 1889-1974) と同様に、レッセ・フェール型社会調和の時代は去り、大西洋が「自然の防壁」ではなく“海峡”と化した時代に至ってアメリカ社会は「^{ドリフト}彷徨」のなかにあると認識し、選択的介入策をもって独占体を規制することで「ナショナリズム」を覚醒すべきであるとしていることにかがいで得る。この提言は Th. ローズヴェルトの「ニューナショナリズム」に継承されている。だが、社会経済への介入主義は「国家中心主義」を呼びかねないが、経済独占は「自由競争」を頓挫させかねないし、「利益集団自由主義」観との乖離を呼ばざるを得ない。リベラリズムが「ナショナル・イデオロギー」であるだけに、こうした緊張関係にどのように対応するかが問われざるを得ないことになる。これは、「政府」の機能を積極的に評価するとともに、自由「市場」の維持と「独占体」の規制との調和をどのように期すべきかという問題に直面したことを意味する。この課題はローズヴェルトの「ニューナショナリズム」とウィルソンの「ニューフリーダム」に認め得ることであって、前者が「国家指導主義的」方向に、後者が「規制主義的」方向に傾いている。トラスト規制策について両者には硬軟の違いが認められるにせよ、経済の組織化が不可避であるという点では認識を共通にし、経済の監督と一定の法的規制策をもって経済の硬直化を阻止することで経済独占を自由主義的資本主義体制に包摂しようとしたと言える。これは「国家」が市場活動のガイドラインを設定したことを意味する。換言すれば、経済アクターの活動に政治的に介入し、そのルールを設定することで「市場」中心型経済活動の「自由」を保障しようとしたことになる。この視点からすると、この局面において浮上する一連のトラスト規制策は、自由主義体制の再構築を志向した「国家企図」

であったことになる。

こうしたリベラリズムの自己転回にたいして、保守的対抗イデオロギーも台頭している。これは H. スペンサーやウィリアム・G. サムナーの「社会進化論」に認め得ることであって、ダーウィンの「適者生存」という生物進化論は社会にも適用し得るとすることで人為的改革を排除すべきであるとする社会観からレッセ・フェール型自由主義を擁護している。この理念は1920年代にハーディング、クーリッジ、フーバーと続く3代の共和党政権に継承されるが、F. D. ローズヴェルトのニューディール政策に至って、社会経済関係への介入主義がアメリカのリベラリズムであるとする方向を強くし、レッセ・フェール型リベラリズムは「保守主義」と見なされることになった。

以上に鑑みると、イギリスのリベラリズムは社会主義や保守主義との対抗において「社会改革」の方向を強くしたことになる。また、アメリカのリベラリズムは社会の組織化を不可避と見なし、「利益集団」型社会経済システムに多面的構成の理念を設定するとともに、法人団体の、とりわけ、経済に占める独占体を選択的に規制することで競争のルールに乗せ、経済的自由主義を保守しようとしたことになる。こうした「改革的リベラリズム」をもって社会経済システムの再編成が期せられ、その後の政策展開の基本路線が設定されることになった。こうして、利益集団による職能型“圧力”の行使と政党媒介型代表システムの複合体制に「アメリカ民主主義」像が設定されることにもなった⁴⁷⁾。

政治イデオロギーは自閉的性格にはなく、何らかの理念や「世界観」をもって現状を保守ないし改変しようとする政治行動の理念であり、「国家」のレベルでは「国家企図」や政治「戦略」と結びついて「政策」として顕在化する。また、支配的イデオロギーは同一の名称を術語としているにせよ、その要諦を変えることなく、変形と修正をもって個別の時代に適用されることで「ヘゲモニー企図」となり得る。それだけに、前進主義と後退主義や両義性を留めざるを得ない。これは「消極的自由」観から

「^{ポジティブ・フリーダム}積極的自由」観への移行や両者の併存状況に認め得ることである。したがって、所与の支配的イデオロギーといえども、社会経済や国際環境の変化のなかで機能不全化すると、政治不信や社会的反発を呼ばざるを得ないだけにイデオロギー自体の「改革的」対応が求められることになる。イギリスにおける「新自由主義」やアメリカにおける「^{リフォーム}改革的リベラリズム」は「転換期」という歴史の脈絡において浮上し、「大恐慌」との対応において3R (recovery, relief, reform) をスローガンとする“ニューディール・リベラリズム”に継承され、ローズヴェルトも主張しているようにレッセ・フェール型自由主義を「保守主義」と見なす方向を強くした。すると、“リベラリズム”は自らの形相を変えたにせよ、競争型「市場社会」の“保守”の要諦と必要において「国家」的規模の政策をもって自己変容の過程を歩まざるを得なかったことになる。だが、リベラリズムの「反国家主義」的個人主義の潮流には根強いものがある。とりわけ、アメリカにおいては「自由」と「民主」とを同一次元で捉え、「民主的」であるということは「自由主義」を標榜することであるとする発想が「基層文化」として土壌化しているだけに、民主主義は個人主義的自由主義の擁護論と強く結びついて、論調を異に繰り返し浮上する。

<メタ・イデオロギー性> 先進資本主義国家の法的・政治的形態を、理念型的には「領域（国民）主権型立憲民主政的介入主義」体制に括り、この理念型との対比において「開発国家」や「挫折国家」が類型化されてきたと言えよう。また、大略的には(1) 領域の設定（有界化）と行財政機能の集権化、(2) 「法治国家」化、(3) 「国民」化、(4) 普選型民主政の制度化、(5) 「市場」中心型介入主義体制、という5つの要素を法的・政治的に複合することで凝集性が維持されてきた。その導入の過程と接合形態は時空間を異に多様であったし、現に相互の重みを異にしているにせよ、複合的に接合することで所与の「国家」が形成されている。この連鎖化の過程において個別要素が一体的に結合したわけではなく、矛盾と対立のなかで複合化せざるを得なかった。また、全ての次元でリベラリズムが推進力となり

得たわけではないにせよ、資本主義国家の基軸的イデオロギーであるだけに「自己変容」を繰り返すことで所与の体制の「正統化」の“言説”となり得た。というのも、至当性を合法性と正統性の基盤とすることができるとしても、歴史は至当性の内実の変化を求めるだけに、所与の支配的イデオロギーが持続的であり得るには、その内実を鋳直さざるを得ないからである。リベラリズムは資本主義的社会経済関係と「政府」の構成の、また、両者の連関化の基軸的編制原理である。だが、社会経済関係の変容は所与の編制原理の修正と政治的・法的形態の再編を迫るだけに、リベラリズムも自己変容をもってこの課題に応えなければならないことになる。

資本主義経済の規定的特徴を網羅化し得ないにせよ、少なくとも、(1) 生産手段の私的所有、(2) 労働力・土地・知識・貨幣の擬制商品化、(3) 「市場」媒介型商品経済、(4) 経済組織の法人化、(5) 法人を含む私的アクターによる利潤の追求、これを挙げねばならない。こうした資本主義経済の構成要素が所与の領域において体系性を帯び得るためには、法的・政治的枠組みの設定を不可避としている。これは所有権や契約原理の法制化に、また、生産と流通に関する規制に、さらには、課税を媒介としたインフラ投資や社会政策などにうかがい得ることであって、政治と社会経済の諸関係は統一的とは言えないにせよ、矛盾を含みつつ一体的に編制されることで「資本主義国家」に組成される。だが、例えば、英米の「自由市場経済 (liberal market economies)」とドイツの「調整型市場経済 (coordinated market economy)」とが、あるいは、フランスと南欧の「国家誘導型市場経済 (state-influenced market economies)」とが区別され、さらには、「市場経済」を共通にしつつも、経済アクターにかかわる「国家」の機能と政策の違いから経済構造との対応において、それぞれ「リベラル国家」、「授権国家 (enabling state)」、「誘導国家 (influencing state)」に類型化されている⁴⁸⁾。これは「国家存在」の歴史的形成過程や諸勢力の“力関係”のなかで「国家」の企図と社会経済政策が多様化せざるを得ず、そのなかで「国家性」が多形性を帯びざるを得なかったことによる。

構想は線描をもって構図化される。「国家」の構図は濃淡があるにせよ、権力「主体」の意図をもって描かれる。だが、「構図」化は歴史的条件や諸勢力の配置状況と「力関係」にも制約される。「国家企図」は社会経済関係の構図化であり、「政策」はその具象化である。そして、「戦略」は政策の実施手段の選択である。社会構成体の構造は所与の社会経済関係に占める諸勢力の“力関係”を反映しつつ、支配的イデオロギーを媒介とすることで組成される。また、あるイデオロギーに同一の術語があてられている場合といえども、その形状は一樣ではなく、基調を共通にしつつも、時空間を異に「編曲」されるという点では「変奏性”を帯びている。マクロ理念史的には、リベラリズムは資本主義の生成とともに浮上し、資本主義の諸矛盾へのイデオロギー的対応の必要において極めて高い柔軟性を維持し続けている。これはリベラリズムの再帰的性格に発することであって、“ヘゲモニー効果”を持続しているという点では「メタ・イデオロギー」の性格を帯びている。総じて、イデオロギーがヒドラ的性格を帯びざるを得ないにせよ、リベラリズムが「メタ・イデオロギー」性を保持しているのは、個人の“自由”と“自律性”という標徴をイデオロギーの中心に据えるとともに、「所有」の“自由”という基底価値を「市場社会」に埋め込み、さらには、「法人」をもって脱人格的組織を「人格」化することで「資本主義社会」の主体としていることによる。

リベラリズムは封建的身分制社会から「個人」を解放し、新興ブルジョアジーのイデオロギー的支柱となったという点では羈絆からの“解放”（「自由」）のイデオロギーとなっただけでなく、政治・社会経済の構成原理を各人の「合意」に求めた。これはプロパティの所有者間の「市場社会」に社会経済の編制原理を設定したことを、換言すれば、社会を所有主義的個人に解体するとともに、その「共同性」を「市場」媒介型結合関係に求め、「獲得」型社会のルールとして「依法性（legality）」の原理を設定したことを意味する。それだけに、政治は「市場」型社会の機能を法的に保証すべきことになる。このパラダイムにおいて生物学的人格は法的に

「私人」化し、社会的共同性は「市場」型結合関係とその原理の共有性に求められることになった。また、「自己責任」の原理が成立し得るには、各人が「自由」な存在であることが前提とされなければならない。この脈絡において各人の社会的責任は「私化」する。この機制において個別「私人」は経済的“強制”に服するとともに、その交流関係は通貨を媒介とする商品所有者間の結合関係として現われる。これは、商品関係が物象化すると商品生産の諸条件は捨象され、個人は生産関係に制約され、その「客体」となることで「他律性」に服し、自己発展を期し得ないという矛盾を内在していることを、換言すれば、人格の連係が物象化することで、「関係」が自立し、倫理は他律的に内面化することになる。この点は J. S. ミル (John Stuart Mill, 1806-73) の経済・政治哲学の思惟過程にも認め得ることであって、当初の「功利主義的・個人主義的自由観」(「消極的自由主義」)は、自己実現の必要の認識において「社会政策的・発展的自由観」(「積極的自由主義」)の方向を強くしている⁴⁹⁾。

古典的リベラリズムは社会経済組織を「個別主義」と「コンステイチューションナリズム構成主義」から理解し、「市場社会 (market society)」を社会の編成原理とすることができた。この編成原理は小経営者型経済と小規模型経済社会を前提とし、“見えざる手”による自己調整機能が作動すると想定されたことから、政府の役割を社会秩序を維持するための外的機能に留めおくべきものと見なされた⁵⁰⁾。こうした「経済的自由主義」が社会に“埋め込まれ”，社会経済システムの「自律性」が前提とされることで、また、それが一定の機能性を帯び得ることで、政治と社会経済は制度と機能を個別化し、相対的に分離する。こうした「公／私」の分離において資本主義経済は組織と技術を高度化し、経済システムを空間的に拡張することで「社会」を資本蓄積の論理に包摂し、時間的持続性を保持する。こうして、経済関係は「脱政治化 (depoliticalization)」するとともに、社会経済「秩序」は「立憲主義 (constitutionalism)」をもって政治的に編成される。これは、「政府」が社会経済システムに関わる法的ルールをもって社会秩序を“監視”する

とともに（パノプティコン型「政治的自由主義」）、社会秩序の維持と創出の主体ともなり得ることを意味する。

リベラリズムは、個人間の「合意 (consent)」を政治と社会経済関係の基礎に設定することで、形式的には契約主体の「自律性」と「自己責任」の原理を措定する。だから、経済関係が法人を含む商品所有者間の「等価」関係であると理解されることになるだけでなく、「政治社会」は“交換”と“競争”を媒介とした「等価」関係として現れることにもなる。この脈絡において、交換関係は“物神化”する。この両レベルにおける形式的「等価性」の原理が一体化することで、資本主義的「社会構成体」は対等な諸関係の複合体という外貌を帯び得る。だが、商品所有者を“主体 (subject)”として措定しつつも、所有形態の質的差異が経済的主体間の「主／客」関係の位階的編制と「従属化 (subjection)」を呼ぶように、ヘゲモニー関係が作動することで政治的・社会的「秩序」は位階化する。だが、こうした形式的対等性の原理といえども人種と性別の平等に及び得なかったことはアメリカ史においてすら明らかである。アメリカに限らず、リベラリズムと「非自由主義」とが共存し得るのは、家父長主義や人種主義に見られるように、社会的地位の先天的帰属主義に、あるいは、文化的優劣主義に発し、これを梃子に階統的社会「秩序」が形成されることに負っている。

リベラリズムは、また、基底の価値や所与の社会的規範を否定するものでない限り、目的の実現手段に関する意見や利害の違いに「寛容 (toleration)」であることを求める。これは“競争”の自由が社会「進歩 (progress)」の原動力であると見なされることによる。こうした脈絡において、利潤を合理的に追求する「経済人 (*homo economicus*)」型「市場社会」に“進歩”の駆動力が措定されるとともに、その展開過程で浮上せざるを得ない諸矛盾や社会的対立との対応において、あるいは、社会経済の困難状況の経験的再検討をもって「自由」の内実が再帰的に修正されてきた。シュンペーター (Joseph A. Schumpeter, 1883-1950) の「競争型エリー

ト民主政」モデル（あるいは、C. B. マクファーソンの呼称に従えば、「多元主義的・エリート主義的均衡モデル」）は、こうした経済システムの、政治への転訳モデルであり、「市場」型政治観にほかならない。というのも、この政治モデルは交換と競争という市場モデルに依拠し、所与の形式的枠組みにおける受動的選挙民（「政治人」）の「合理的」選択と「政治的財貨の需要と供給の均衡」を前提としているだけに、エリート選択型の「依法型民主政 (legal democracy)」モデルと言えるからである。

「民主政」とは字義的には「人民の支配（権力）」を意味し、直接民主政においては決定の「設定者 (makers)」と「受け手 (takers)」とは時間的にも空間的にも一体化している。これにたいし、間接民主政（代議制民主政）は両者を時空間のレベルで制度的に分離しつつも、原理的には両者に意思の齟齬がないという、あるいは、多数意思をもって全体の意思とするという擬制に立っている。普選は「民主政」の、ひとつの必要条件の制度化であり、この機制において「庶民」は政治の正統化の制度的「主体」となるが、決定の「設定者」ではないだけに、権力の「客体」に留まらざるを得ない。この乖離を埋めるために、各種の直接民主的規定を制度化し、あるいは、コーポラ主義的代表制が導入されているのであるが、「民主」政治が政治と社会経済との制度的分離に発して、決定の設定者が「国家意志」の体现者であるとされるかぎり、民主政治がエリートを主体とする「民衆」政治となって現われざるを得ない。これは、「国民国家」においては代議（表）制を不可避とするだけに、「選挙型民主政」においては政治の「民衆化」と「民主化」とは緊張関係にあり、政治家と人民とは能動性と受動性の点で逆比例の関係にあることを意味する。すると、代表制民主政が機能するためには、代表制と民主主義との結合体制が求められることになる。この点では、社会「参加」の文化の育成と多様な組織化を媒介として政治を相対化する機会を増やすとともに、政治を自己発展の“自由”と結びつけることが求められる。この点では自由権的・社会的基本権の実質化が重要な機能要件の位置にある。

「国家」の関係論的理解は「民主政」論と結びつく。というのも、「国家」を政治と経済社会関係の複合的総体であるとする、「民主化」には、各レベルの民主化と結びつけて、「国家」に政治的に編制している統治の機構と機能を民主化することが求められるからである。さらには、「グローバル化」のなかで、政治的・社会経済的次元の空間的相互依存性が深まっていることに鑑みると、民主政の理論にはグローバルな視点が求められることにもなる。

「民主化」は“下から”の自律的「参加」の原理である。だが、代議制統治において政治的「人民」は「客体」化し、「民衆」化するという傾向を帯びる。指導者選択型民主政は選挙民の受動性と代表者の能動性を枠組みとした“上から”の統治論であるだけに、政治不信が強まった局面においてはカリスマ待望論を呼ぶだけでなく、“カタルシス効果”を意図した大衆型動員態勢と結びつきかねない。それが「権威主義」的傾向を帯びると、改革的修辞をもって近代の「市民権」原理を空洞化しようとすることになる。ポピュリズムが「大衆迎合性」や「反エリート主義的エリート政治」観に傾くのは、こうした背景に発している。

「資本主義国家」とリベラリズムとは「共生」と「共変動」の関係にあり、リベラリズムが社会経済生活と文化の基本的枠組みに組み込まれるとともに、統治の機制モデルとされることで「社会構成体」の凝集性が維持されてきた。リベラリズムの理念をこのように措定すると、「保守主義」との関連を問うべきことになる。保守主義とリベラリズムは截然と区別され得るわけではなく、近代の理念においては「市場社会」の保守を共通項としつつ混在している。だが、両者の理念的違いを認めないわけにはいかない。

「保守主義 (conservatism)」は慣習に安定感を覚える自然的・心理的保守性を基盤とし（「自然的保守主義」）、体制のいかに問わず、所与の体制を“保守”しようとするイデオロギーであって、現状の変更に否定的態度をとる（「政治的保守主義」）。また、所与の制度や規範が保守性を帯び

るのは、W. バジヨットが『自然科学と政治学 (*Physics and Politics*)』(1872年)において指摘しているように、社会心理学的には、“模倣”に「安心」感を覚えるという社会的心性に負っている(「社会的保守主義」)。

保守主義は近代の西欧政治思想史の脈絡からすると、リベラリズムとは緊張関係に立っている。というのも、「保守主義」は「社会」を人為的構成であるというより、歴史的必然性に発する自然な「有機体」であると見なし、「存在」の歴史的所与性を強調するからである。だが、メイストル(Joseph de Maistre, 1753-1821)のように専制的体制を反動的に志向するイデオロギーというより、E. バーク(Edmund Burke, 1729-91)に見られるように、「国家」の基本構造(「国制」)の歴史的所与性を重視するとともに、急激な変化が“反動”に転化するとの判断において、所与の「国制」を保守するために変化を志向する。バークがアメリカ植民地の「抵抗」論を擁護するとともに、フランス革命に批判的立場に立ち得たのは、こうした歴史観に発している。また、保守主義は“熱情”が“アノミー”を呼ぶとの認識から個人の道徳的判断や理性についても懐疑的であって、慣習や権威によって規律された「秩序」を重視するという「伝統主義的」心性を宿している。こうした心理的傾向から家父長的で位階型の社会観に傾き、「国家」は愛国心を鼓吹し、義務感を扶植することで個人を「規律」すべきであるとする。この限りでは、近代の脱人格的な「合理的・依法的」ルールによる規律化とは「秩序」原理の認識を異にしている。こうした理念はディズレーリ(Benjamin Disraeli, 1801-81)の「家父長的保守主義」にもうかがい得ることであって、「社会革命」の危険の認識をもって“ノブレス・オブリッジ”の社会的責任が強調されている。また、経済理念においては何らかの企業「倫理」に依拠していて、経済的危機の局面においては個別の階級や階層の義務が強調される。

「リバタリアニズム」は「最小国家」を志向する。また、「コミュニタリアニズム」は個人の社会性を、あるいは「公共性」とコミュニティとの不可分性を強調する。いずれも国家規模の「介入主義」を批判するという点

では、「ニューディール・リベラリズム」の対抗イデオロギーに位置している。そして、「保守主義」の現代的表現という点で「ブッシュ（Jr.）政権」（2001-09年）の、いわゆる“ネオコン（「新保守主義派」）”の台頭が注目された。彼らの多くは60年代の「ケネディ／ジョンソン民主党政権」下の社会的混乱の経験から保守主義者になり、「寛容型社会」を批判し、宗教やナショナリズムという伝統的価値を強調している。こうした権威や伝統による「秩序」感はネオコン派の政権担当者にとどまらず、一部のブルーカラー層や南部と南西部の保守的中间層においても共有されている⁵¹⁾。アメリカの政治理念における「保守主義」的潮流は局面と性格を異にしつつも、何らかの“脅威”を背景とし、「社会不安」の反映として顕在化するが、リベラリズムが「ナショナル・イデオロギー」であるだけに、リベラリズムといえども伝統的価値の“保守”を標榜する。それだけに、保守主義と自由主義との弁別は困難なものとならざるを得ないが、個別局面における両派の違いは社会・経済政策や外交政策の路線対立として浮上している。例えば、「ブッシュ（Jr.）政権」が「9・11事件」をインパクトとして「悪の枢軸」や「ならず者国家」という「善悪二元論」的・「友敵論」的修辞に訴えることでアメリカの政治的ヘゲモニーと単独主義的攻撃論の必要を強調したという点では「国際協調主義」とは路線を異にしている。また、「オバマ民主党政権（2009年～）においては「皆保険制度」や財政政策の点で、あるいは、移民政策や中国との外交の点で一定の軌道修正を見せつつも、覇権主義外交は継承されていると言える。

アメリカの対外戦略は、また、“ハード・パワー”と“ソフト・パワー”という両面性からアプローチされてきた⁵²⁾。この概念は「強制と説得」という、あるいは、「武力とヘゲモニー」という“権力”の二つの契機的外交戦略への援用である。一般的には、“ヘゲモニー”が作動し得る限り、強制や武力による介入より理念の共有と扶植をもって支配的地位の保持が期せられる。すると、アメリカ外交の両面性は国内の利益集団

の、とりわけ、主要経済団体の圧力に左右されるところがあるにせよ、基本的には、資本主義世界体制におけるアメリカの指導力の保守という点では局面と対象を異に浮上する対外路線の差異に発し、「国益」の概念を国際レベルにまで外延化するか、それとも、国内レベルにとどめ内包化の修辭とすべきかという点では超党派的争点となって浮上する。アメリカの国際的「シユプレマシー覇権」は軍事力による“威嚇と強制”によるのみならず、リーダーシップというヘゲモニー機能にも負っていると見なすべきである⁵³⁾。

以上の行論からすると、20世紀への転換期における社会経済の構造的変貌期のなかで諸矛盾が噴出し、これに対応すべく介入主義型国家体制が緒についたことになる。だが、この生成期の介入主義体制が政策をもって始動し得るには、リベラリズムの再帰的再検討を必要とした。イギリスの「新自由主義」にせよアメリカの「改革的リベラリズム」にせよ、その濫觴は社会経済の構造的変貌への対応の必要に発し、個人を「利益集団」に組織することで、また、「福祉主義」を政策化することで、さらには、組織的経済アクターの活動にガイドラインを設定することで社会諸関係を国民的規模で政治的に包摂し、国民の一体感を再構成するためのシステムの構築が目指された。だが、この体制において「介入主義的国家」が生成したにせよ、リベラリズムの基軸的理念に制約されて全体包括型国家主義体制とはなり得ず、社会「集団」間の競争と妥協の体制にとどまらざるを得なかった。この点では、ファシズムやスターリン主義的「全体主義 (totalitarianism)」や「権威主義 (authoritarianism)」とは理念と体制を異にした⁵⁴⁾。この経緯に鑑みると、この時代は現代型資本主義国家の形成期にあたっていたことになる。

1920年代にフォーディズムが浮上している。これは「第二次産業革命」型社会体制とも呼ばれているように、生産組織の技術的合理化による大量生産と大量消費型生活様式の複合体制であって⁵⁵⁾、テイラーリズムに依拠して規格型大量生産と労働過程の機械的管理体制のなかで労務費の安価

化と相対的高賃金体制が敷かれ、“繁栄の20年代”が謳歌されるが、この体制は29年の大恐慌で破綻する。ニューディールは文字通り資本主義を“立て直す”ことで“危機突破”を目指した「国家企図」であった。この企図において生産と消費の複合的体制がリベラリズムの理念として定着し、戦後の「埋め込まれた自由主義」に継承される。だが、この「戦後黄金期」は1970年代に至って行き詰まり状況を示しだし、その対応としてネオリベラリズムが浮上する⁵⁶⁾。この脈絡からすると、リベラリズムは再転回しだしたことになる。というのも、ネオリベラリズムは競争力と市場の活性化の再強化を企図した「再規制型介入主義的自由主義」という特徴を帯びているからである⁵⁷⁾。この政策理念によって戦後の「ケインズ主義的・フォード主義的国家」の転換が企図され、「市場原理主義国家」が生成することになるが、この「国家企図」においては国家の機構と機能自身も「市場」の論理に服さざるを得ないことになった。次節では本節の行論を踏まえて「ネオリベラリズム」の理念と政策について検討し、「グローバル化」との連関を辿ることにする。

- 1) Richard Robinson, ed., *The Neo-Liberal Revolution: Forging the Market State*, Palgrave Macmillan, 2006.
- 2) K. Weyland, "Latin American Neo-populism," *Third World Quarterly* (20) 6; 2003: 1095-1115.
- 3) 「国家」が関係論的“実体”として存在し得るのは、固有の社会経済諸関係の政治的統一化に負い、諸関係の有意的接合が“離断”すると“自壊”せざるを得ない。「国家」は多様な社会経済的諸勢力の諸関係からなるだけに、その形態も可変的で多様性を帯びている。それだけに、「国際政治」はこうした「国家性」の力学的関係のなかにある。この点で、「現実主義」は「国家」の内実をブラックボックス化し、「国家理性」の相互関係で「国際関係」を捉えようとする。だが、「国家」をアクターと見なすにしても、その行動は「国家」を構成している社会経済的諸アクターの複合的力学と権力構造に発しているだけに、「国際関係」や比較政治には「国家」論を踏まえたアプローチが求められることになる。
- 4) ネグリ／ハートの「帝国」論は「領域」性を欠いた脱中心的権力ネットワークを前提としているが、原理的には「住民」は空間性を免れ得ないし、個別の空間が領域化され、「国家」において総括されている。また、世界の政治・経済システムは「国家」間のヘゲ

モノ一関係から組成されているということ、これが現実でもある。

- 5) S. Lash, *Intensive Culture: Social Theory, Region and Contemporary Capitalism*, Sage, 2010: 99-130.
- 6) Robert Cox, "Civil Society at the Turn of the Millennium: Prospect for an Alternative World Order," *Review of International Studies* 25 (1), 1999: 3-28. また、コックス理論の批判的検討については次を参照のこと。A. Leysens, *The Critical Theory of Robert W. Cox: Fugitive or Guru?*, Palgrave Macmillan, 2008.
- 7) B. ジェソップは、「グローバル化」とは「多中心的・多規模的・多時間的・多形的・多原因的」過程であると規定し、この過程によって資本は行動範囲と規模をグローバルに広げ、分業体制を空間的に再編することで自らの内的諸矛盾の顕在化を時間的に遅らせ、空間的に転移する能力を高め得ると指摘している。B. Jessop, "Time and Space in the Globalization of Capital and Their Implications for State Power," *Rethinking Marxism* 14 (1), Spring 2002: 97-117.
- 8) 財政の規律化、公的支出の優先順位の設定など、10項目に及ぶ「ワシントン・コンセンサス」については次を参照のこと。John Williamson, "Democracy and 'Washington Consensus'," *World Development* 21 (8), 1993: 1329-36.
- 9) グローバル化のなかの「ネットワーク型ガヴァナンス」の生成と「主権」概念の変容については、次を参照のこと。Kanishka Jayasuriya, "Globalization, Law, and the Transformation of Sovereignty: The Emergence of Global Regulatory Governance," *Indiana Journal of Global Legal Studies* 6 (2) 1999: 425-53.
- 10) D. Harvey, *Spaces of Global Capitalism*, Verso, 2006. また、マルクスは次のように指摘している。「資本は一方では、交易 (*verkehr*) すなわち、交易のあらゆる場所的制限をとりはらい、全地球を資本の市場として征服しようとしてめなければならないが、他方では、資本は時間によって空間を絶滅しようと、すなわち、ある場所から他の場所への運動についやされる時間を、最低限に減少させようとしてめ。資本が発達すればするほど、したがって、資本が流通する市場、資本流通の空間的軌道をなす市場が拡大すればするほど、資本はますます市場を空間的に拡大しようとしてめ、また、それと同時に時間によって空間をさらに絶滅しようとしてめる」(K. マルクス、高木幸次郎<監訳>『経済学批判要綱』第3分冊、大月書店、1961年、476頁)。なお、社会科学における「空間的転換 (spatial turn)」という概念は次に発する。Henri Lefebvre, *La production de l'espace*, 1974 (*The Production of Space*, Blackwell, 1991); id., "Space and the State," N. Brenner, B. Jessop, M. Jones and G. Macleod, eds., *State/Space: A Reader*, Blackwell, 2003: 83-100.
- 11) R. Wade and F. Veneroso, "The Asian Crisis: The High Debt Model versus the Wall Street- Treasury- IMF Complex," *New Left Review* 228, 1998: 3-22.
- 12) S. Gill, "The Global Panopticon? The Neo-liberal State, Economic Life and Democratic Surveillance," *Alternatives* 20 (1), 1995: 1-49; H. Patomäki, *Democratizing Globalization*, Zed, 2001.
- 13) U. Beck, *What is Globalization*, Polity, 2000: 24.
- 14) Colin Hay, "Introduction: Political Science in an Age of Acknowledged Interdependence,"

- C. Hay, ed., *New Directions in Political Science: Responding to the Challenges of an Interdependent World*, Palgrave Macmillan, 2010: 6-7. 次も参照のこと。Bob Jessop, "Social Fixes, Temporal Fixes and Spato-Temporal Fixes," N. Castree and D. Gregory, eds., *David Harvey: A Critical Reader*, Blackwell, 2006: 142-66.
- 15) 次は「構造的要因群」=「居住分布」(集住, 混住, 散住のパターン);「政治的要因群」=「民主化」;「経済的要因群」=「貧困」;「社会・文化的要因群」=「歴史」を視点とし、6つの事例に即して世界各地の民族紛争を整理している。月村太郎『民族紛争』岩波新書, 2013年。
- 16) Talcott Parsons, *Structure and Process in Modern Societies*, Free Press, 1960; id., *Sociological Theory and Modern Society*, Free Press, 1967.
- 17) P. Hirst and G. Thompson, *Globalization in Question: The International Economy and Possibilities of Governance*, 2nd edn., Polity, 1999. 「超グローバル派」と「懐疑派」にたいして、いわゆる「変容派 (transformationalists)」は両派の中間的視点から「グローバル化」にアプローチし、社会経済的・政治的関係が越境規模で「拡大」し、「強化」と「加速化」の過程にあるだけでなく、その「インパクト」が広域化するなかで「重複型運命共同体」が生成していると言えるにせよ、この過程においても「国家」は“変容”のうちに「自律性」を留め、「グローバル・ガバナンス」の主体の位置にあるとする。次を参照のこと。D. Held and A. McGrew, "Globalization," in D. Coates, editor in chief, *The Oxford Companion to American Politics*, vol. 1, Oxford University Press, 2012: 439-45.
- 18) C. Brown, *Understanding International Relations*, 2nd edn., Palgrave, 2001: 74.
- 19) 「統治 (government)」には統治機構の組織と運営ルールの点で、また、「経世術 (statecraft)」の点でも何らかの“合理性”が求められる。「統治性 (governmentality)」という言葉は「統治」における、この次元を指している。フーコーの「統治性」の概念については次を参照のこと。C. Gordon, "Introduction," G. Burchell, C. Gordon and P. Miller, eds., *The Foucault Effect: Studies in Governmentality*, Harvester Wheatsheaf, 1991: 3, 7.
- 20) J. Pierre and B. Peters, *Governance, Politics and the State*, Macmillan, 2000.
- 21) 「ワシントン・コンセンサス (Washington Consensus)」という言葉は次の著作において明示的に用いられ、1980年代に世銀・IMFを中心とする国際機関が途上世界の経済再編策として設定した「企図」を指し、「安定化・民営化・自由化」を基調として経済の「新自由主義的」グローバル化の路線が敷かれたとされる。John Williamson, *Latin American Adjustment: How Much Has Happened?*, Institute for International Economy, 1990. 次も参照のこと。J. Williamson, *op. cit.*, 1993; id., "Our agenda and Washington Consensus," in P. P. Kuczynski and J. Williamson, eds., *After the Washington Consensus*, Institute for International Economics, 2003: 323-31.
- 22) A. グラムシは次のように指摘している。「たんなる経済的 (または利己的-情熱的) モメントから倫理的-政治的モメントに移行すること、すなわち、人間の意識において構造を上部構造にまで仕上げることをあらわすには、『カタルシス』(catarsi) という用語を使用することができる。……構造は、人間をおしつぶし、自己のうちに同化し、受動的にさせる外部の力から、自由の手段に、新しい倫理的-政治的形態を創造するための要具に、

- 新しいイニシアティブの源泉に転化する」と (*Selections From the Prison Notebooks of Antonio Gramsci*, edited and translated by Q. Hoare and Geoffrey N. Smith, Lawrence and Wishart, 1971: 366-67. 石堂・前野<編訳>『現代の君主』青木文庫, 1964年, 25頁)。
- 23) M. Weber, *Economy and Society*, University of California Press, 1978: 41, 43.
- 24) 1978年12月の中国共産党「第11期3中全会」を画期とする「改革開放」政策をもって、中国は資本主義化の道を本格的に辿りだしたと評されている。
- 25) M. Dean, *Governmentality: Power and Rule in Modern Society*, Sage, 1999.
- 26) J. Bentham, *An Introduction of the Principles of Morals and Legislation*, 1789 (山下重一<訳>「道徳および立法の諸原理序説」, 『世界の名著<38>』中央公論社, 1967年に所収)。
- 27) 例えば, 次を参照のこと。Andrew Shonfield, *Modern Capitalism: The Changing Balance of Public and Private Power*, Oxford University Press, 1965.
- 28) K. ポラニーは次のように指摘している。「自己調整市場という考えはまったくのユートピアであったということ, これがわれわれの主張する命題である。このような制度は, 社会の人間の実在と自然的実在を破滅させることなしには, 一瞬たりとも存在し得ないであろう。それは, 人間を物理的に破壊し, その環境を荒野に変えてしまうだろう」と (Karl Polanyi, *The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Time*, 1944; 野口・橋原<訳>『新訳・大転換: 市場社会の形成と崩壊』東洋経済新報社, 2009年, 6頁)。
- 29) B. Constant, *De la liberté des anciens compare à celles modernes*, 1918.
- 30) 『ザ・フェデラリスト』第9篇 (ハミルトン) および第10篇 (マディソン) を参照のこと。
- 31) M. ウェーバーは「世俗内禁欲」の営利主義への転成について次のように指摘している。「禁欲が世俗を改造し, 世俗の内部で成果をあげようと試みているうちに, 世俗の外部はかつて歴史にその比を見ないほど強力になって, 逃れえない力を人間の上に振るようになってしまった」と (大塚久雄<訳>『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫, 1989年, 365頁)。
- 32) 次は「国家中心的」視点からアメリカの「社会政策」史について検討している。Theda Skocpol, *Protecting Soldiers and Mothers: The Political Origins of Social Policy in the United States*, Belknap Press of Harvard University Press, 1992.
- 33) 遠くトクヴィル (Alexis de Tocqueville, 1805-59) がアメリカ社会の特異性を封建性の欠如に求めて以来, ヨーロッパ諸国との対比において「アメリカ国家」の相対的脆弱性をもって, その「例外性」の認識は広く共有されてきている。近年の代表的著作として次を挙げることができる。B. Badie and P. Birnbaum, *The Sociology of the State*, University of Chicago Press, 1983 (小山勉<訳>『国家の歴史社会学』日本経済評論社, 1990年); S. Skowronek, *Building a New American State: the Expansion of National Administrative Capacities, 1877-1920*, Cambridge University Press, 1982. 前者はその論拠を独仏との対比において官僚制の未発達に, 後者は行政機構の分権的構造に求めている。この点では, スコチボルも世紀転換期に行政機構が再編されているが, その規制機能は制約されていたと

- する。T. Skocpol, *op. cit.*, 1992. また、「革新主義期」における「新自由主義」の生成と展開については次を参照のこと。M. O. Furner, “The Republican tradition and the new liberalism: social investigation, state building and social learning in the Gilded Age,” M. J. Lacey and M. O. Furner, eds., *The State and Social Investigation in Britain and the United States*, Woodrow Wilson Center Press and Cambridge University Press, 1993: 171-241.
- 34) イギリスの「自由党 (Liberal Party)」はホイッグ等を前身として、1868年にグラッドストーン内閣の成立をもって政党名として定着している。そして、アメリカにおける「リベラル派共和党 (Liberal Republican Party)」は共和党内改革派を中心に、1872年5月にオハイオ州シンシナティで結成され、同年秋の大統領選に H. クーリーを候補者として戦った。だが、グラント共和党候補に大敗するに及んで、まもなく消滅している。また、アメリカ政治学における「リベラリズム」の意味については次を参照のこと。John G. Gunnell, *The Descent of Political Theory*, University of Chicago, 1993（中谷義和<訳>『アメリカ政治理論の系譜』ミネルヴァ書房, 2001年).
- 35) この局面のイギリスにおける「新自由主義 (new liberalism)」の諸相については次を参照のこと。Michael Freeden, *The New Liberalism: An Ideology of Social Reform*, Oxford University Press, 1978.
- 36) Richard Hofstadter, *The Age of Reform: From Bryan to F. D. R.*, Alfred A. Knopf, 1955（清水知久ほか<訳>『アメリカ現代史：改革の時代』みすず書房, 1967年).
- 37) 「世紀転換期」の英米のリベラリズムの比較検討については次を参照のこと。Stefan Collini, *Liberalism and Sociology: L. L. Hobhouse and Political Argument in England 1880-1917*, Cambridge University Press, 1979; John Allett, *New Liberalism: The Political Economy of J. A. Hobson*, University of Toronto Press, 1981; Michael Freeden, *Ideologies and Political Theory: A Conceptual Approach*, Clarendon Press, 1996: ch. 6.
- 38) G. Eley, *Forging Democracy: The History of the Left in Europe, 1850-2000*, Oxford University Press, 2000.
- 39) 「アメリカ例外主義 (American exceptionalism)」論は「アメリカのナショナリズム」論と結びついて多様な展開史を辿っている。その系譜を古くは、ピューリタンの「選民」観やトックビルのヨーロッパとの比較体制論に、さらには、第二次大戦後においては「コンセンサス理論」を背景とするハーツの「自由主義の伝統」史観に辿り得る。リブセットも指摘しているように、アメリカが近代史において資本主義型の「最初の新国民 (first new nation)」として生成し、「膨張主義」と「自由主義」をもって世界的「帝国」へと転成したという歴史を踏まえると、その「国家性」を「資本主義国家」の形成と展開の“固有性”においてアプローチすべきであろう。アメリカを「自由民主政」の政治経済システムと社会体制であるとする“アメリカニズムの賛美論”や「コンセンサス理論 (史学)」の批判的検討については次を参照のこと。Rogers M. Smith, “Beyond Tocquville, Myrdal and Hartz: The Multiple Traditions in America,” *American Political Science Review* 87 (3), 1993: 549-566; K. Orren and S. Skowronek, “Beyond the Iconography of Order: Notes for a ‘New Institutionalism’,” in Lawrence C. Dodd and Calvin Jillson, eds., *The Dynamics of American Politics: Approaches and Interpretations*, Westview Press, 1993, ch. 14. また、

ハーツの知的遺産の検討については次を参照のこと。Mark Hulliung, ed., *The American Liberal Tradition Reconsidered: The Contested Legacy of Louis Hartz*, University Press of Kansas, 2010.

- 40) 大陸ヨーロッパにおける「ポリシー (policy)」と「ポリティックス (politics)」との分離や「ポリス (police)」概念の官僚的・イデオロギー的ルートの検討については次を参照のこと。A. J. Heidenheimer, "Politics, Policy and Policy as concepts in English and Continental Languages: An Attempt to Explain Divergences," *The Review of Politics* 48 (1), Winter 1986, 3-30.
- 41) Sylvia D. Fries, "Staatstheorie and the New American Science," *Journal of the History of Ideas* 34, 1973: 391-404.
- 42) 次は、この局面の「改革」のなかで「レッセ・フェール」が衰退し「革新主義」が台頭したと見なされてきたが、1960年代のニューレフトは「団体主義的リベラリズム」の時代にあたると、また、クロッペンバーク (James Kloppenberg) の『不確かな勝利: ヨーロッパとアメリカ思想における社会民主政と革新主義, 1870-1920年 (*Uncertain Victory: Social Democracy and Progressivism in European and American Thought, 1870-1920*)』は、アメリカの知識人が古典的自由主義とマルクス主義的社会主義との中道を求め、ヨーロッパの知識人が「社会民主政論者」として登場したと見なしていると整理したうえで、「新自由主義 (new liberalism)」を「コーポリット・リベラリズム」と「民主的集団主義 (democratic collectivism)」(ないし「民主的國家主義」)との間に位置する「言説」であったとする。Maryo O. Furner, *op. cit.*, 1993: 176, n. 10. 「革新主義期」の研究史については次も参照のこと。Martin J. Sklar, "Periodization and Historiography: Studying American Political Development in the Progressive Era, 1890s-1916," *Studies in American Political Development* 5, 1991: 173-213.
- 43) Morton White, *Social Thought in America: The Revolt Against Formalism*, Oxford University Press, 1957.
- 44) Gary G. Hamilton and John R. Sutton, "The Problem of Control in the Weak State: Domination in the United States, 1880-1920," *Theory and Society* 18, 1989: 1-46.
- 45) いわゆる「団体資本主義 (corporate capitalism)」論に依拠した研究史については次を参照のこと。Martin J. Sklar, *The Corporate Reconstruction of American Capitalism: 1890-1916*, Cambridge University Press, 1988: 17-8, n. 13. 社会「集団 (group)」とは一般的には、人々の「団体」のことである。社会「集団」の類別化は多様であるが、「利益集団 (interest group)」とは「関心」を共有する人々の団体を、また、「法人 (corporation)」型団体とは「法人格」を付与された団体を、そして、企業体は営利法人 (会社) を指すものと見なし得る。
- 46) Robert M. MacIver and Charles Page, *Society*, Macmillan, 1949; Charles E. Merriam, *The Role of Politics in Social Change*, New York University Press, 1936; Karl Mannheim, *Man and Society in an Age of Reconstruction*, translated by Edward Shils, Kegan Paul, 1940 (福武直<訳>『變革期における人間と社會: 現代社會構造の研究』みすず書房, 1953年). 次を参照。Morris Janowitz, "Social Theory and Social Control," *American Journal of*

- Sociology* 81 (1), 1975: 82-107.
- 47) W. I. Robinson, *Promoting Polyarchy: Globalization, US Intervention and Hegemony*, Cambridge University Press, 1996: 49.
- 48) Vivien A. Schmidt, "Putting the Political Back into Political Economy by Bringing the State Back in Yet Again," *World Politics* 61 (3), July 2009: 516-46.
- 49) C. B. Macpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism: Hobbes to Locke*, 1962, reissued with an Introduction by Frank Cunningham, Oxford University Press, 2010.
- 50) G. Burchell, "Liberal government and techniques of the self," in A. Barry, T. Osborne and N. Rose, eds., *Foucault and Political Reason: Liberalism, Neo-Liberalism and Rationalities of Government*, UCL Press, 1996: 19-36.
- 51) J. Micklethwaite and A. Wooldridge, *The Right Nation: Conservative Power in America*, The Penguin Press, 2004. 「新右翼」という言葉は「レーガン政権」期 (1981-89年) に政治用語として浮上している。「新右翼」に括られている政治勢力とイデオロギーも一枚岩ではなく多様な潮流からなるが、総じて、「自生的倫理」や「近隣型自治」を重視することから「ポピュリスト」的性格を帯び、自らの不満や不安を「遠くの」政府やエリート主義的官僚制と結びつけるという土着主義的発想に傾きがちである。
- 52) P. Gowan, "Triumphing Toward International Disaster: The Impasse in American Grand Strategy," *Critical Asian Studies* 36 (1), 2004: 1-27.
- 53) 「多極間主義」は多国籍間の協調と同盟関係を志向するという点では、ヘゲモン (ヘジェモン) の、ひとつの「戦略」であるが、同盟者の介入を呼ぶことで自らの個別意思が制約されかねない。それだけに、ヘゲモンは「多極間主義」において同盟国の合意をとりつつ「単独主義」を維持しようとする。この視点からすると、ソフト・パワーとハード・パワーの複合的戦略は「多極的 (多国籍型) 単独主義 (multilateral unilateralism)」であることになる。次を参照のこと。Henri Goverde, "Mars and Venus in the Atlantic Community: Power Dynamics Under Hegemony," in M. Haugaard and H. Lenter, eds., *Hegemony and Power: Consensus and Coercion in Contemporary Politics*, Lexington Books, 2006: 120.
- 54) 「全体主義」における単一のイデオロギー・単一の支配政党・秘密警察・国家による情報の独占・武器の独占・中央統制経済という「6点症候群」の指摘は次に負う。C. Friedrich and Zbigniew K. Brzezinski, *Totalitarian Dictatorship and Autocracy*, Cambridge University Press, 1956. また、リンズ (Juan J. Linz, 1926-) は「権威主義体制 (authoritarian regime)」のキーワードとして「限定された自由と限定された多元主義」を挙げ、「全体主義体制」と区別している。両体制の概念の簡明な区別と紹介については次を参照のこと。山口定「全体主義」(川田・大島<編>『国際政治経済辞典』東京書籍, 2003年, 442頁)。
- 55) Philip G. Cerny, "Globalization and the changing logic of collective action," *International Organization* 49 (4), 1995: 595-625. 「フォーディズム」については次を参照のこと。A. グラムシ「アメリカニズムとフォーディズム」(上村忠男<編・訳>『新編 現代の君主』青木書店, 1994年)。

- 56) 「埋め込まれた自由主義」という言葉は次に発する。J. G. Ruggie, "International Regimes, Transactions, and Change: Embedded Liberalism in Postwar Economic Order," in S. D. Kasner, ed., *International Regimes*, Cornell University Press, 1983. また, 「新自由主義」と「競争国家 (competition state)」の概念については次に参照のこと。P. G. Cerny, "Embedding neoliberalism: the Evolution of a hegemonic paradigm," *Journal of International Trade and Diplomacy* 2 (1), 2008: 1-46; id., "What next for the state?" in E. Kofman and G. Youngs, eds., *Globalization: Theory and Practice*, Pinter, 1996; D. Plehwe, B. Walpen, and G. Neunhöffer, eds., *Neoliberal Hegemony: A Global Critique*, Routledge, 2006; Michael Moran, "Understanding the Regulatory State," *British Journal of Political Science* 32 (2), April 2002: 391-413.
- 57) P. G. Cerny, *op. cit.*, 2010: 146;